

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況（資料）
他言語論題 Title in other language	How Many Bills Have Been Introduced to and Passed by the Parliament in Japan, US, UK, Germany and France?
著者 / 所属 Author(s)	高澤 美有紀 (Takazawa, Miyuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	791
刊行日 Issue Date	2016-12-20
ページ Pages	49-76
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	日本のほか、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの法律案の提出手続及び提出数並びに法律の成立数及び成立率の動向等について紹介する。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 高澤 美有紀

目 次

はじめに

I 日本

- 1 法律案提出手続
- 2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

II アメリカ

- 1 法律案提出手続
- 2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

III イギリス

- 1 法律案提出手続
- 2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

IV ドイツ

- 1 法律案提出手続
- 2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

V フランス

- 1 法律案提出手続
- 2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

おわりに

別表1 国会回次別法律案提出数及び法律の成立数・成立率（日本）

別表2 衆議院議員の任期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（日本）

別表3 議会期別法律案提出数及び法律の成立数・成立率（アメリカ）

別表4 会期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（イギリス）

別表5 議会期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（ドイツ）

別表6 年別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（フランス）

要 旨

法律案の提出数及び法律の成立数・成立率は、国会の立法活動の指標として言及される。法律案の提出要件や審議手続は、国により異なり、法律案の提出数及び法律の成立数・成立率等の違いに直結するため、単純に比較をすることは困難であるが、各国の傾向を見ると、日本及びイギリスで議員提出法律案の提出法律案全体に占める割合が増加している。また、議院内閣制を採る日本、イギリス及びドイツでは、政府提出法律案の成立率は、8～9割で推移している。

ただ、いわゆる立法のインフレーションにより、立法の質が問題となってきたことに留意する必要がある。

はじめに

法律案の提出数及び法律の成立数・成立率は国会の立法活動の基本的指標であり、我が国では国会の会期終了後に内閣提出法律案⁽¹⁾（以下「閣法」という。）の成立数・成立率等が国会審議を概観するために報じられる。また、政治改革論議が盛んとなった1990年代から、議員立法の動向についても注目されることが多くなっている。諸外国を見ると、政治制度や法律案提出要件が異なっていることから、法律案提出数や法律成立数等の数値は各国で大きく異なっている。本稿では、日本のほか、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの法律案提出手続、法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向について紹介するが、これらを単純に比較することは困難である。

そもそも法律案は提出された会期中に成立するとは限らず、提出された会期において審議未了となった法律案の取扱いは、国によって異なる（会期制度がない国もある。表を参照）。

こうした取扱いからすれば、法律案の成立率は、法律案の継続期間を基準に算出するのが適当と考えられるが、日本以外の各国の立法統計は、必ずしもこれに適したものとはなっていない。例えば、諸外国で法律が成立し効力を有するために、議会の議決のほかに大統領の承認（アメリカ）、国王の裁可（イギリス）、大統領の認証（ドイツ）、大統領の審署（フランス）が必要とされている⁽²⁾ことなどから、法律案が両議院を通過した会期・議会期の終了後に、法律が有効となる場合があるが、その場合の統計上の取扱いが明確でない国がある。また、統計期間内に提出された法律案数が網羅的に明らかにされていない国もある。以上から、以下に掲げる数値は、参考のための試算である点に御留意いただきたい。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016年11月14日である。

(1) 「内閣法」(昭和22年法律第5号)第5条。憲法上、内閣に法律案提出権があることを明示した規定はなく、国会が唯一の立法機関であることを根拠に内閣の法律案提出権を否定する見解もあるが、通説は肯定している（野中俊彦ほか『憲法2 第5版』有斐閣，2012，pp.216-218.（高橋和之執筆））。

(2) 我が国でも、いわゆる「地方自治特別法」(憲法第95条)は、国会の議決だけでは成立せず、住民投票における過半数の同意が必要とされている。地方自治特別法は、昭和24～27年に16件制定された。

表 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスにおける法律案の継続期間

日本	会期中に議決に至らなかった法律案は、委員会における閉会中審査（継続審査）の手続に付されたものを除き、後会に継続しない。衆議院が解散又は任期（4年）満了の場合、閉会中審査は行われない。
アメリカ	議会期（2年）中継続
イギリス	会期末において審議未了の法律案は、廃案となるが、政府提出の公法律案（公共政策に関する事項を扱い、一般的な性格を有する法律案）については、大臣提出の動議の可決により、1回に限り、後の会期に継続（議会期（5年）を超えての継続はない）。
ドイツ	下院では議会期（4年）中に限り継続。上院に送付済みのものについては議会期を超えて成立する可能性がある。会期制度はない。
フランス	下院：議会期（5年）中に限り継続。 上院：提出された常会（常会と次の常会の間に提出された場合には、直後の常会）の3回後の常会の冒頭において第1読会の審議未了の上院議員提出法律案は、廃案となる。政府提出法律案及び下院議員提出法律案については、無期限で審議できる。

（注）アメリカの議会期（Congress）は、選挙で議員が選出された後に議会が招集された時から次の選挙の後に議会が閉会するまでの期間。イギリスの議会期（Parliament）は、下院議員総選挙から次の総選挙までの期間。ドイツの議会期（選挙期。Wahlperiode）は、総選挙後の最初の下院の集会日から次の総選挙後の最初の集会日までの期間。フランスの議会期（立法期。Législature）は、下院議員の任期。
（出典）古賀豪・高澤美有紀「欧米主要国議会の会期制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』797号、2013.8、pp.1-2。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243575_po_0797.pdf?contentNo=1>等を基に筆者作成。

I 日本

1 法律案提出手続

法律案は、議員提出法律案と閣法に大別され、提出⁽³⁾の要件及び手続が異なる。

(1) 議員提出法律案

議員が法律案を提出するには、提出者のほか、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成者が必要であり、予算を伴う法律案の提出には、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成者が必要である⁽⁴⁾。また、各議院の委員会、参議院の調査会及び各議院の憲法審査会は、その所管事項に関する法律案を提出することができ、その提出者は、委員長、調査会長又は審査会長となる⁽⁵⁾（以下、これらの者によって提出された法律案を「委員会提出法律案」と総称する。）。これらの議員提出法律案については、所属議院の議院法制局において、法律案の作成、内容・形式の審査が行われる⁽⁶⁾。なお、衆議院においては、議員が法律案を提出するに当たって所属会派の機関承認を必要とする慣行がある⁽⁷⁾。法律案は、所属議院の議長に提出される⁽⁸⁾。以下では、衆議院議長に提出される議員提出法律案を「衆法」と、参議院議長に提出される議員提出法律案を「参法」という。

(3) 「国会法」(昭和22年法律第79号)では、議員が議案の提案を行う場合には「発議」(第56条第1項)、内閣、議院及び委員会が議案を提案する場合には「提出」(第50条の2、第58条、第60条等)と使い分けているが、本稿においては、先議院へ法律案を提案する場合には「提出」という語を用いる(茅野千江子「議員立法序説」『レファレンス』776号、2015.9、p.3。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9497209_po_077601.pdf?contentNo=1>)。

(4) 国会法第56条第1項。国会法制定当初の規定では、法律案は議員1人でも提出することができたが、昭和30(1955)年の国会法改正で賛成者要件が加えられた。この要件については、各議員が本来有しているはずの憲法上の法律案発議権を不当に制約するものであるため、撤廃すべきであるとの意見もある(大石真『統治機構の憲法構想』法律文化社、2016、pp.144-145.)。

(5) 国会法第50条の2、第54条の4及び第102条の7

(6) 詳細については、茅野 前掲注(3)、pp.7-13を参照。

(2) 内閣提出法律案（閣法）

閣法は、各府省の所管する行政分野について担当する部署が法律案の原案を作成し、局内・府省内での検討・審査を経て、各府省間で法令協議が行われた後、内閣法制局審査が行われる。また、政党（特に与党）への説明が行われ、各政党内での審査や政党間の協議機関での了承も行われる。その後、閣議決定された法律案が、いずれかの議院に提出される。⁽⁹⁾

2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

法律案数等の推移については、これまで、国会回次別、立法年⁽¹⁰⁾別の統計の例⁽¹¹⁾がある。本稿の図1・2及び別表2では、①衆議院議員の総選挙の時期を基準として議会の活動能力単位とする考え方⁽¹²⁾があること及び②会期不継続の原則を採る我が国においても後の会期に継続する法律案が多数に上ることから、継続法律案を含めて成立率を正確に算出するため、衆議院議員のそれぞれの任期中に開会された国会に提出された法律案の実数（前の会期から継続したことによる重複分を除いた数）を法律案提出数とし、当該任期中に成立した法律数（継続成立した法律数を含む。）を法律成立数として、成立率を算出している。

(1) 法律案提出数及び議員提出法律案の割合

図1は、昭和22（1947）年の第1回国会から平成28（2016）年の第191回国会までに国会に提出された衆議院議員の任期別の法律案数及び全提出法律案に占める議員提出法律案の割合の推移を示したものである（国会回次別の数値については別表1を、衆議院議員の任期別の数値については別表2を参照）。全提出法律案に占める議員提出法律案の割合は増加傾向にあり、近年では全提出法律案の半分を占めるようになった。議員提出法律案の割合が増加した理由として、政治改革を契機とした連立政権の樹立やその後の連立政権の組替え等を経て、各党が政策立案能力を高めたことや、社会状況の急速な変化への対応を迫られる中で官僚主導から政治主導へと政策決定の在り方を転換する必要性が大きくなったことが指摘されている⁽¹³⁾。

(7) 昭和26（1951）年召集の第13回国会において、当時の自由党が所属議員による議案提出の際には党機関の承認を必要とする旨を決定し、以後、他の会派も漸次これに倣い、昭和37（1962）年召集の第43回国会以後は、会派の変遷にかかわらず、議員提出法律案及び決議案の全てが例外なく機関承認を得て提出されている（東京高判平成9年6月18日判例時報1618号73頁）。この慣行の生成の経緯については、原田一明「議案先例としての「機関承認」の意味」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開—大石眞先生還暦記念—上』信山社、2012、pp.709-722を参照。なお、参議院には機関承認の要件はない（森本昭夫「衆議院流と参議院流—議事運営をめぐる考え方の相違—」『立法と調査』311号、2010.12、p.116.）。この衆議院における機関承認の要件についても、議員の立法活動に対する不当な事前制約であるとして、廃止すべきであるとの意見がある（大石 前掲注(4)、pp.145-146.）。

(8) 「衆議院規則」（昭和22年6月28日議決）第28条第1項、「参議院規則」（昭和22年6月28日議決）第24条第1項及び第3項並びに「参議院憲法審査会規程」（平成23年5月18日議決）第26条

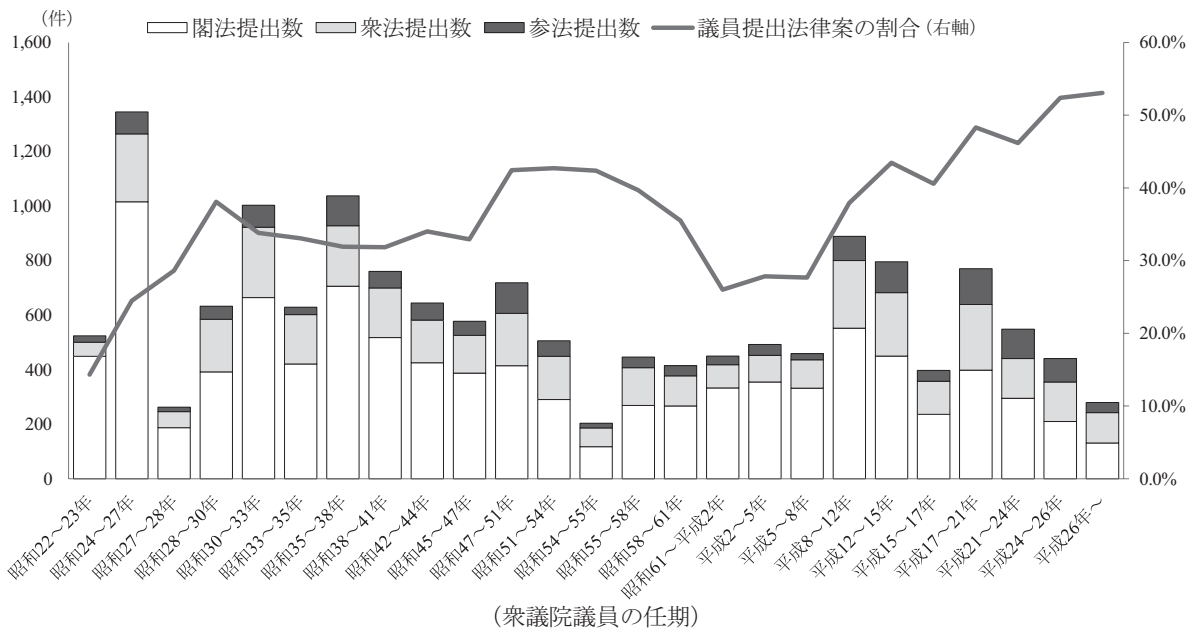
(9) 茅野 前掲注(3)、pp.4-7.

(10) 「立法年」とは、国会回次を各年に割り当てたもので、当該会計年度の当初予算を審議する国会回次から次の会計年度の当初予算を審議する国会回次の直前の国会回次までをいう（川人貞史『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会、2005、p.115；増山幹高『議院制度と日本政治—議事運営の計量政治学—』木鐸社、2003、p.219.）。

(11) 古賀豪ほか「帝国議会および国会の立法統計—法案提出件数・成立件数・新規制定の議員立法—（資料）」『レファレンス』718号、2010.11、pp.135-142。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050308_po_071807.pdf?contentNo=1>

(12) 佐藤幸治『日本国憲法論』（法学叢書 7）成文堂、2011、pp.446-447；同『憲法 第3版』（現代法律学講座 5）青林書院、1995、p.158.

図1 衆議院議員の任期別法律案提出数及び議員提出法律案の割合（日本）



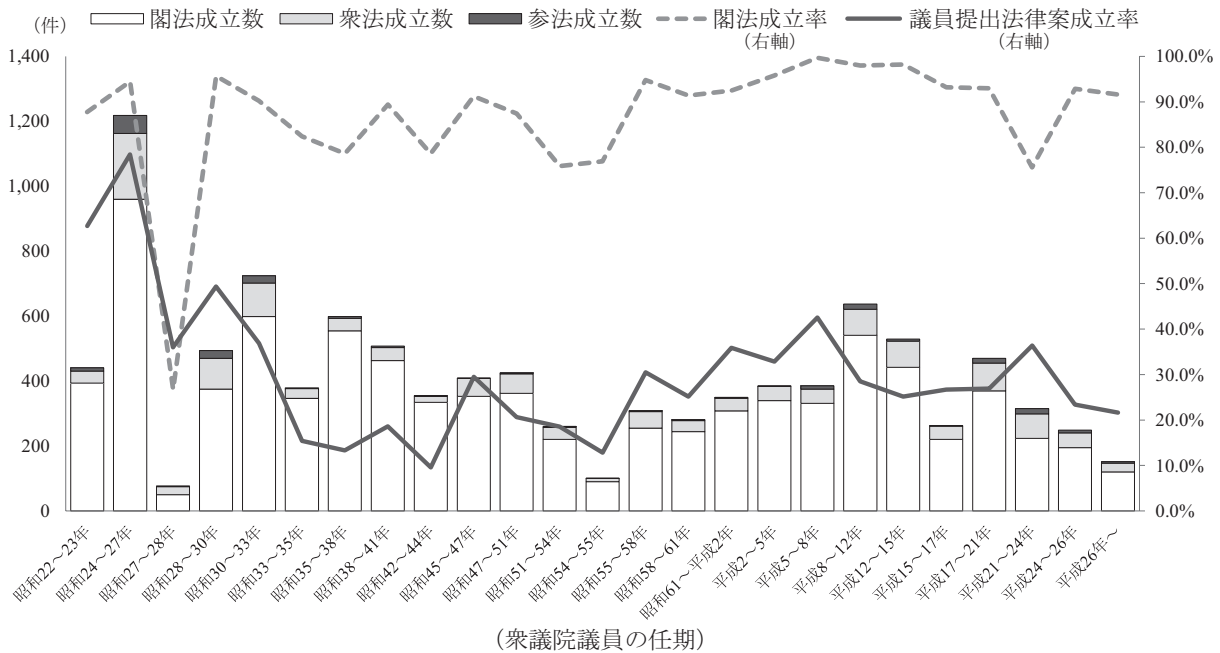
(注) 平成 28 年は、第 191 回国会までの件数である。
 (出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990, pp.226-234; 『参議院先例諸表 平成 22 年版』参議院事務局, 2010, pp.540-580; 「附録 議案経過一覧」『衆議院公報』(各国会回次)等を基に筆者作成。

(2) 法律の成立数・成立率

図2は、昭和22(1947)年の第1回国会から平成28(2016)年の第191回国会までの法律の成立数⁽¹⁴⁾及び成立率の衆議院議員の任期別の推移を示したものである(会期別の数値については別表1を、任期別の具体的な数値については別表2を参照)。閣法の成立率は、8～9割で推移しているが、前の総選挙から次の総選挙までの期間が短かった時期やいわゆる「ねじれ国会」の時期⁽¹⁵⁾に低下している。他方、議員提出法律案の成立率は、戦後間もない頃には80%に近いこともあったが、それ以降はほとんどの時期に20～40%で推移している。なお、委員会提出法律案は、委員会に付託されずに本会議に付されるのが通例であり⁽¹⁶⁾、ほとんどが提出された会期中に成立し、当該会期中に成立しなかった場合でも後の会期で成立するものが多い⁽¹⁷⁾。

(13) 千原正敬「『衆議院議員立法』の動向とその特徴」『法令解説資料総覧』400号, 2015.5, p.7. なお、この分析は、特に衆法についてのものである。
 (14) 両議院を通過したとき以外に法律が成立する場合であっても(憲法第59条第1項)、法律案が両議院を通過し又は参議院緊急集会で可決された会期の法律成立数として扱っている。同条の「憲法に特別の定めのある場合」として、地方自治特別法の成立について住民投票で過半数による可決を要するとする憲法第95条の場合がある。
 (15) 「ねじれ国会」とは、衆参両院の間で議院内の多数派が異なる状況をいい、平成元年以降、同10年、同19年、同22年の参議院議員通常選挙によってもたらされている(森本昭夫「憲法調査会後の新たな憲法事象—ねじれ国会、東日本大震災と憲法—」『立法と調査』324号, 2012.1, pp.167-168.)が、特に平成19年7月に執行された選挙の結果を受けて広く用いられている。具体的には、第167～183回国会(平成19年8月～25年7月)の時期(第172～174回国会(平成21年8月～22年5月)を除く。)に当たる。
 (16) 『衆議院先例集 平成15年版』衆議院事務局, 2003, p.286. 参議院では、規則で委員会提出又は調査会提出の法律案は委員会に付託しないで議院の会議に付する旨が規定されている(参議院規則第29条の2)。
 (17) 提出された会期中に成立しなかった最近の委員会提出法律案のうち、「水循環基本法案」(第183回国会衆法第39号)及び「雨水の利用の推進に関する法律案」(第183回国会衆法第40号)は審議未了で廃案となったが、その後再び委員会提出法律案(第186回国会参法第3号及び第4号)として提出され成立している。「サイバーセキュリティ基本法案」(第186回国会衆法第35号)及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」(第189回国会衆法第40号)は、いずれも閉会中審査となった上で、次の会期で成立している。

図2 衆議院議員の任期別法律の成立数・成立率（日本）



(注1) 平成28年は、第191回国会までの件数である。
 (注2) 法律成立数は、閉会中審査を経て成立した法律を含む。成立率は、当該期間中の提出法律案の合計に占める法律成立数の割合である。
 (出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990, pp.226-234; 『参議院先例諸表 平成22年版』参議院事務局, 2010, pp.540-580; 「附録 議案経過一覧」『衆議院公報』(各国会回次)等を基に筆者作成。

II アメリカ

1 法律案提出手続

法律案の提出権者は議員のみであり、議員は1人で法律案を提出することができる⁽¹⁸⁾。歳入を徴収するための法律案は憲法上⁽¹⁹⁾、歳出予算案は慣例上⁽²⁰⁾、下院で先議されるが、提出要件は加重されていない。大統領は、法律案を提出する権能を有しないが、必要と認める施策の審議を年頭の一般教書等により勧告する権限を有する⁽²¹⁾。行政省庁等は、その所管事項に関心のある議員に法律案の提出を依頼するため⁽²²⁾、議会で審議される法律案の多くは行政省庁等で立案されたものであると言われている⁽²³⁾。

(18) *Guide to Congress*, 7th ed., Thousand Oaks, California: CQ Press, 2013, pp.576-577. 下院では、1979年までは共同提案者の上限が25人と定められていたが、同年の規則改正により、上限が撤廃された (Mark J. Oleszek, "Introducing a House Bill or Resolution," *CRS Report*, R44001, August 6, 2015, p.6. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R44001.pdf>>)。なお、両議院を通過し大統領の承認により法律と同じ効力を有するものとして、両院共同決議案 (joint resolutions) がある (古賀豪ほか『主要国の議会制度』(調査資料 2009-1-b 基本情報シリーズ⑤) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, p.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1>))。

(19) 憲法第1条第7節第1項

(20) 古賀ほか 前掲注(18), p.11; 岸野薫「Chap.2 アメリカ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社, 2014, p.46.

(21) 憲法第2条第3節

(22) Walter J. Oleszek et al., *Congressional Procedures and the Policy Process*, 10th ed., Thousand Oaks, California: SAGE/CQ Press, 2016, pp.104-105.

(23) *Guide to Congress*, op.cit.(18), p.576; 松橋和夫「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号, 2004.5, pp.17-18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999946_po_64001.pdf?contentNo=1>

2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

(1) 法律案提出数

図3は、1947年以降にアメリカ連邦議会の両議院に提出された法律案の数、そのうち両議院を通過し大統領の承認を経た⁽²⁴⁾法律数及び成立率である（具体的な数値については、別表3を参照）。1議会期の2年間に提出される法律案数の合計は、1947年以降1万件を超えて推移し、1960年代半ばから1970年代半ばまでは2万件を超えていたものの、1970年代末以降は、1万件前後となっている。内訳を見ると、上院議員提出法律案数は3千～4千件とほぼ横ばいであるのに対し、下院議員提出法律案数は変動が大きい。第89議会期（1965～1966年）には、前の議会期に比べて6千件近く増加し、第90議会期（1967～1968年）及び第91議会期（1969～1970年）には2万件を突破した。その後は、徐々に減少し、第96議会期（1979～1980年）には1万件を下回った。下院議員提出法律案数が1970年代以降に減少した背景には、1974年議会予算及び執行留保統制法⁽²⁵⁾の施行により、多くの法律案を包括法律案として提出するようになったことや、1979年の下院規則改正で共同提案者の上限を25人とする規定を撤廃したことが挙げられている⁽²⁶⁾。当該改正の前は、法律案の提案者として氏名を掲載するために重複する内容の法律案が別々に提出されていたため、この改正の影響は非常に大きかった⁽²⁷⁾。

極めて多数の法律案が提出される要因として、選挙区の有権者や利益団体に向けた立場表明、知名度の向上等の多様な理由で法律案が提出されること⁽²⁸⁾や、重要な案件に関して相当数の法律案が提出され、審議過程で取捨選択ないし一本化される例が多いこと⁽²⁹⁾が指摘されている。

(2) 法律の成立数・成立率

図3の法律成立数を見ると、1947年以降1960年代末までは、1議会期当たり合計千件を超えていたが、1970年代以降は千件を上回ることがなくなり、2000年代以降は500件を超えることもまれになっている（別表3を参照）。成立率も、1950年代までは10%を超えていたが、1970年代は3～4%程度で推移し、レーガン（Ronald Reagan）政権（1981～1989年）末期にやや増加したが、2000年代以降、再び低下している。この背景には、民主党議員はよりリベラルに、共和党議員はより保守へと分極化して党派の結束が強まり、党派対立が激化してきたことがある⁽³⁰⁾。特に、第112議会期（2011～2012年）の法律成立数は1947年以降で最低となっており、上院は民主党、下院は共和党が多数派という分割政府が出現し、大統領が支持する政策について法律案の審議が進まなかったことが指摘されている⁽³¹⁾。

(24) 憲法第1条第7節第2項。大統領は承認を拒否することができるが、各議院で出席議員の3分の2以上の多数で可決した場合には法律となる。

(25) Congressional Budget and Impoundment Control Act of 1974 (P. L. 93-344)

(26) *Guide to Congress*, *op.cit.*(18), p.578.

(27) *ibid.*

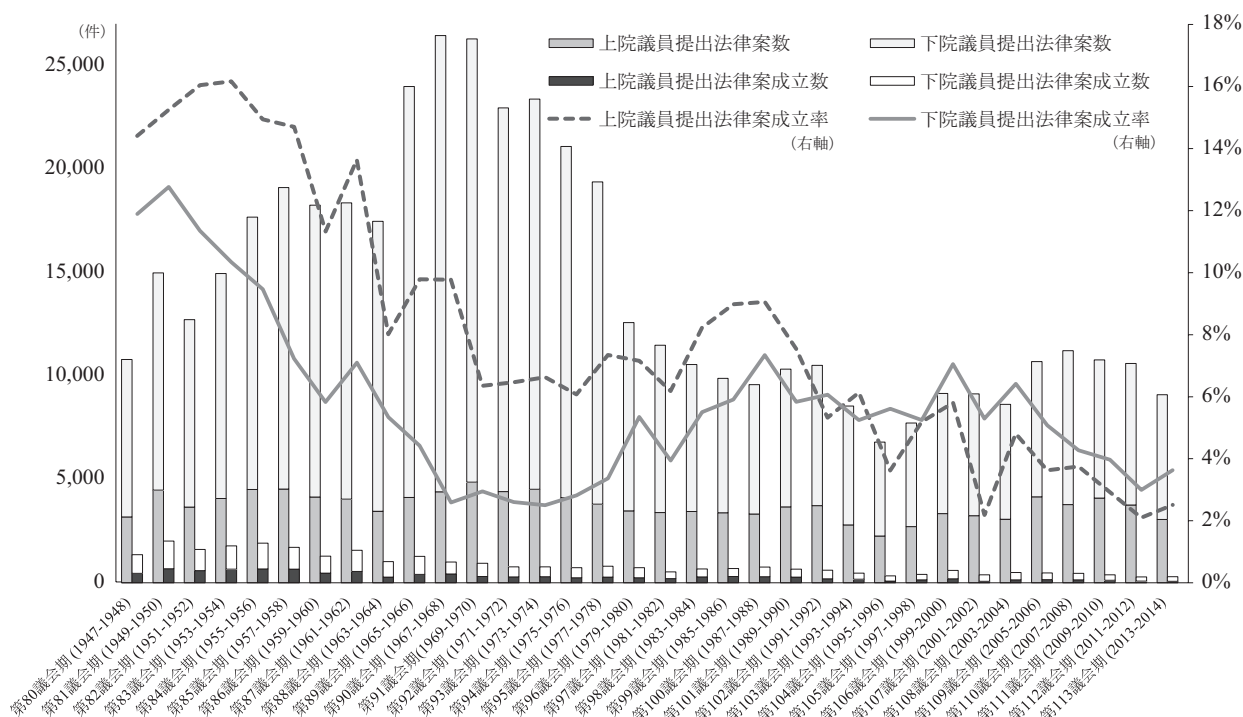
(28) *ibid.*

(29) 後藤敬三「第6章各国の立法事情 第1節アメリカ」大森政輔・鎌田薫編『立法学講義 補遺』商事法務，2011，p.419.

(30) 廣瀬淳子「アメリカの議会・大統領関係の課題—分極化と政治的意思決定—」『レファレンス』787号，2016.8，pp.63-64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10188915_po_078703.pdf?contentNo=1>

(31) 同上，p.64.

図3 議会期別法律案提出数、法律の成立数・成立率（アメリカ）



(注1) 法律案には、両院共同決議案が含まれる。

(注2) 法律成立数は、両議院を通過した法律案を大統領が承認したもの数である。

(出典) “Résumé of Congressional Activity.” United States Senate website <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Resumes.htm> を基に筆者作成。

III イギリス

1 法律案提出手続

法律案には、公法律案 (public bills)、私法律案 (private bills) 及びこれら両者の規定が混在する混合法律案 (hybrid bills)⁽³²⁾がある。公法律案が、公共政策に関する事項を扱い、一般的な性格を有するのに対し、私法律案は、特定の個人、団体等に関わるものである⁽³³⁾。公法律案には、政府提出法律案及び議員提出法律案の2種類がある。公法律案と私法律案とでは、提出の要件及び手続が異なる。提出された法律案の審議は、3読会制で行われる。

(1) 公法律案の提出手続

法律案の提出権者は議員のみであり、議員は1人でも法律案を提出することができる。政府提出法律案も、形式上は大臣が議員として提出する⁽³⁴⁾。法律案の主な目的が財政に関する場合には、下院で先議されることとなっており、大臣しか提出することができない⁽³⁵⁾。なお、政府提出法律案については、下院で省別特別委員会等による提出前審査を受ける場合がある⁽³⁶⁾。

⁽³²⁾ Robert Blackburn et al. eds., *Griffith & Ryle on Parliament: functions, practice and procedures*, London: Sweet & Maxwell, 2003, p.319.

⁽³³⁾ Malcolm Jack et al. eds., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 24th ed., London: LexisNexis, 2011, p.525.

⁽³⁴⁾ Blackburn et al. eds., *op.cit.*⁽³²⁾ 政府提出法律案の立案過程の詳細については、古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』—」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.79-102. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196934_po_073105.pdf?contentNo=1> を参照。

一般的に、法律案は、その題名や趣旨が議院に通知され、議事日程表に掲載されることによって提出される⁽³⁷⁾。議員提出法律案の提出は、下院においては、①通常の提出方法（法律案の議事日程表への掲載）⁽³⁸⁾のほか、②抽選⁽³⁹⁾及び③10分間規則⁽⁴⁰⁾の方法がある。②により提出された法律案については一定の審議日が確保されているものの、いずれの方法でも、議員提出法律案の成立は容易でない⁽⁴¹⁾。議員立法の審議手続については、透明性に欠ける等の批判があり、下院議事手続委員会（Procedure Committee）により改善の提言がなされている⁽⁴²⁾。

混合法律案は、手続上、公法律案として扱われる⁽⁴³⁾。

(2) 私法律案の提出手続

私法律案は、公法律案とは異なり、登録された議会代理人（parliamentary agent）⁽⁴⁴⁾が提出しなければならない⁽⁴⁵⁾、⁽⁴⁶⁾

2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

政府提出法律案は、その主な目的が財政に関する場合を除き、各議院のいずれにも提出することができ、議員提出法律案は提出者の所属議院に提出される。法律案提出数等の統計は、各議院に提出又は送付されたものを対象として公表されている。下院についてのみ日本と同程度

35) 下院規則第50条。上院が下院から送付された法律案を1か月以内に可決しない場合には、下院は上院の同意を得ないで国王の裁可を得ることができる（1911年議会法第1条）。

36) Jack et al. eds., *op.cit.*(33), pp.533-534. 法律案の提出前審査は、1997年以降行われている。議員側の利点として、法律案として提出される前に法律案に議員の意見を反映させることができること、政府側の利点として、提出後の手続が円滑になることが指摘されている。また、立法の質を向上させたと評価されている（Richard Kelly, “Pre-legislative scrutiny,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/2822, 9 April 2010, pp.11, 13, 15. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02822/SN02822.pdf>>）。

37) Robert Rogers and Rhodri Walters, *How Parliament Works*, 7th ed., London; New York: Routledge, 2015, p.186. ほとんどの法律案は、この方法により提出される（Jack et al. eds., *ibid.*, pp.538-539.）。財政に関する法律案については、議院の決議に基づいて提出される（下院規則第50条）。

38) 下院規則第57条。ただし、会期開始後、5回目の水曜日までは、法律案の議院への通知を行うことはできない。

39) 会期召集後の2回目の木曜日に抽選が行われ、当選した20人の議員が優先的な法律案提出権を得て、5回目の水曜日に法律案を提出する（下院規則第14条第8～10項。Rogers and Walters, *op.cit.*(37), pp.199-202.）。

40) 会期の第7週以後の火曜日と水曜日に各日1件に限り、法律案提出の許可を求める動議の提出が認められており、提出者は10分間以内で法律案の趣旨説明を行う（下院規則第23条。*ibid.*, pp.202-203.）。

41) *ibid.*, pp.199-206.

42) House of Commons Procedure Committee, “Private Members’ bills,” Third Report of Session 2015-16, HC684, 18 April 2016, pp.14-22. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201516/cmselect/cmproced/684/684.pdf>> 議員提出法律案について、第2議会での表決を保障する、法律案に内容による優先順位を付ける、抽選による法律案数を20件から14件に削減する等の提言が行われている。

43) Rogers and Walters, *op.cit.*(37), p.223.

44) 議会代理人は、私法律案の提出や私法律案への反対を役割とする法律家で、議会のウェブサイトにも所属法律事務所や議会代理人の氏名が掲載されている（“Parliamentary Agents.” UK Parliament website <<http://www.parliament.uk/about/how/laws/bills/private/parliamentary-agents/>>）。

45) 私的案件の議事に関する下院規則付録「議会代理人及び請願者に関する規則」及び別表「下院において課される手数料」。例えば、第1議会及び第3議会は各4千ポンドとされているほか、各種の手続に応じた手数料が定められている。

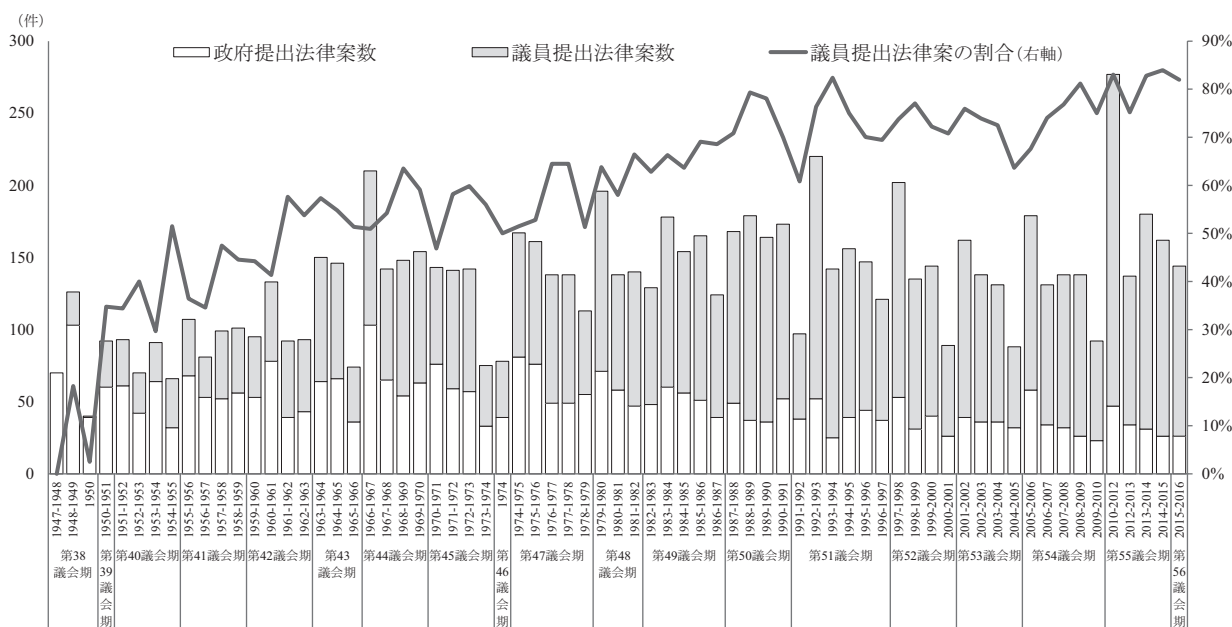
46) 私法律案の提出方法を解説した日本語文献として、英国下院情報室（馬場健訳）「英国下院 情報室編『私法律案（Private Bills）』（法律制定概略版シリーズL4）2009年10月改訂版」『法政理論』43巻1号、2010.8, pp.102-116がある。

の期間の統計が入手できたため、本稿では下院の統計を扱う。また、私法律案は、提出者が議員でも政府でもなく、その内容・手続が公法律案と異なること、混合法律案は手続上は公法律案として扱われるものの、統計は私法律案や他の法令と同様に扱われていることから、本稿では公法律案のみを取り扱う。

(1) 法律案提出数及び議員提出法律案の割合

図4は、1947-1948会期以降にイギリス議会下院に提出又は送付された法律案数及びそのうち占める議員提出法律案の割合の推移である（具体的な数値については、別表4を参照）。2010-2012会期の法律案提出数が他の会期に比べて突出しているのは、この会期が他の会期に比べて異例に長かったことによる⁽⁴⁷⁾。提出法律案に占める議員提出法律案の割合は、増加傾向にあり、2007-2008会期以降は、全提出法律案の4分の3以上を占めている。

図4 会期別提出法律案数及び議員提出法律案の割合（イギリス）



(注) 上院に提出された法律案（政府提出法律案及び議員提出法律案）で下院に送付されなかったもの、私法律案及び混合法律案は含まれていない。

(出典) “Sessional Returns.” Parliament UK website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsetret.htm>> (1997年以降); “Sessional Returns.” ProQuest U.K. Parliamentary Papers database (1997年以前) を基に筆者作成。

なお、上院に提出された政府提出法律案及び上院議員提出法律案で下院に送付されなかったものは、図4には含まれていないが、1999-2000会期以降のデータが議会ウェブサイトで公開されている⁽⁴⁸⁾。この期間中、各会期の上院議員提出法律案数は、同期間中の下院議員提出法律案数の約5分の1で、上院に提出された政府提出法律案数は下院に提出された政府提出法律案

(47) 通常の会期は約1年間であるが、2010-2012会期は、2010年5月18日～2012年5月1日であった。2011年議会期固定法（2011年9月制定）の前は、総選挙後の最初の会期は5～10月までで、11月から新会期が開始していたところ（期間は約1年間）、同法により5年ごとの5月に総選挙が行われることとなり、次期総選挙が2015年5月に予定されたことに伴い、会期が2012年5月まで特別に延長されたことによるものである（Rogers and Walters, *op. cit.*(37), p.128.）。

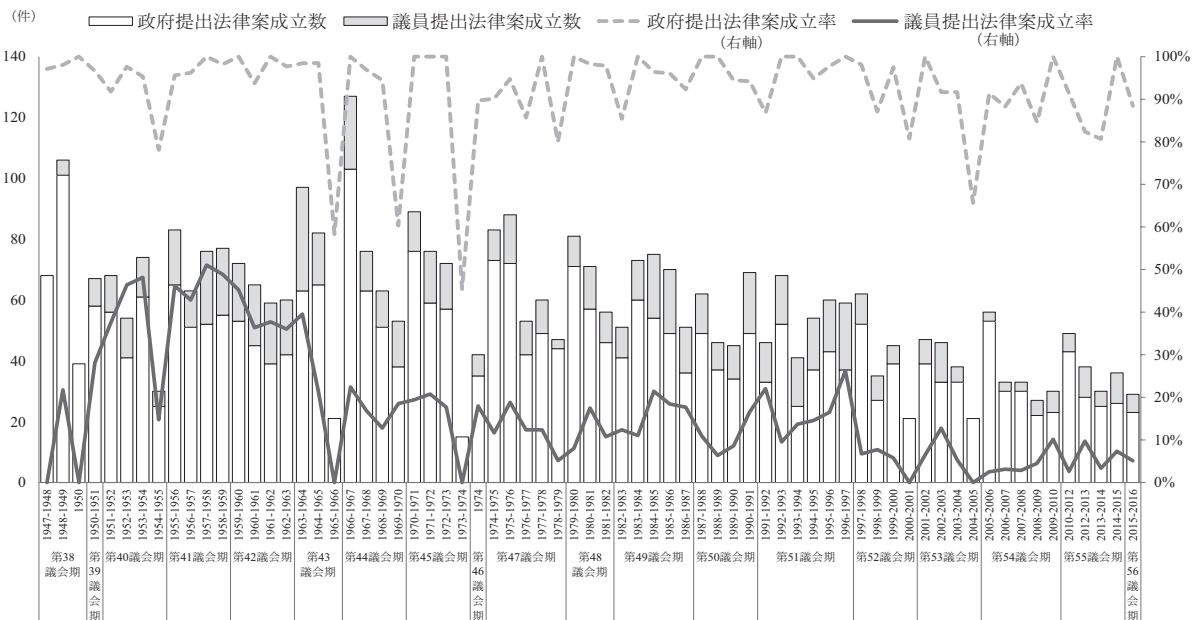
(48) “Public Bill statistics.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/records-of-activities-and-membership/public-bills-statistics/>>

数の3分の1に満たない。

(2) 法律の成立数・成立率

図5は、図4で示した提出法律案のうち国王の裁可を得て成立⁽⁴⁹⁾した法律数及び成立率の推移である(具体的な数値については、別表4を参照)。なお、イギリスでは、審議未了の法律案は閉会と同時に原則として廃案となるが、1999年から継続審議が行われており⁽⁵⁰⁾、図5及び別表4の法律成立数には、前の会期に提出され後会で成立した法律数も含まれている。政府提出法律案は、議会期末の会期を除くほとんどの会期で、80%以上が成立し、100%近いことも珍しくない一方、議員提出法律案の成立率は、2000年代以降はおおむね10%未満である。議員提出法律案の成立率が低い理由としては、審議日・時間が限定されていること⁽⁵¹⁾に加え、大半の政府提出法律案のような審議のプログラム化(programming of legislation)⁽⁵²⁾と呼ばれる審議促進策が採られないこと⁽⁵³⁾が挙げられる。

図5 会期別の法律の成立数・成立率(イギリス)



(注) 上院に提出された法律案(政府提出法律案及び議員提出法律案)で下院に送付されなかったもの、私法律案及び混合法案は含まれていない。

(出典) “Sessional Returns.” Parliament UK website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsesret.htm>> (1997年以降); “Sessional Returns.” ProQuest U.K. Parliamentary Papers database (1997年以前)を基に筆者作成。

(49) 法律が成立するためには、議会の議決のほかに国王の裁可が必要である。Jack et al. eds., *op.cit.*(33), p.642.

(50) Richard Kelly, “Carry-over of public bills,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.3236, 3 June 2016, pp.13-20. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03236/SN03236.pdf>>

(51) 下院規則第14条第8～13項

(52) 審議のプログラム化は、法律案の審議を自動的に進行させる仕組みとして、1997-1998会期から試行され、2004-2005会期から下院規則(第83A～83I条)に規定された。これは、法律案の第2読会後に提出される審議日程を定めるためのプログラム動議を可決し、成立したプログラム命令で定める各審議段階の期間に従って審議を進めるものである。(Richard Kelly, “Programming of legislation: recent proposals,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/6877, 20 June 2014, p.2. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06877/SN06877.pdf>>; 梅津實「イギリス下院における法案審議手続き改革とその問題点—現代化委員会の提言(1997～2008年)をめぐって—」『同志社法學』63巻5号, 2011.12, pp.24, 36-38.)

なお、上院議員提出法律案については、1999-2000 会期以降の各会期の法律成立数は、同期間中の下院議員提出法律案の法律成立数の約 9 分の 1 である⁽⁵⁴⁾。

IV ドイツ

1 法律案提出手続

法律案の提出権者は、下院（連邦議会）議員団、上院（連邦参議院）及び政府で、全て下院に提出される⁽⁵⁵⁾。

(1) 下院議員団が提出する法律案

下院議員が法律案を提出する場合には、1 会派又は下院議員の 5% の議員（会派結成要件に相当する。）の署名が必要である⁽⁵⁶⁾が、予算を伴う場合であっても、加重要件はない。

(2) 上院提出法律案

上院は、各州政府が任免する当該各州の政府構成員から成る。上院では、各州から提出された法律案の原案が審議され、可決されたものが上院提出法律案として政府を通じて下院に提出される⁽⁵⁷⁾。

(3) 政府提出法律案

閣議で審議された政府提出法律案は、首相が上院に送付し、上院の態度決定を経て、上院の意見及びこれに対する政府の反対意見を添えて下院に提出される⁽⁵⁸⁾。

2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

(1) 法律案提出数及び下院議員団提出法律案の割合

図 6 は、第 1 議会期以降（1949 年～）の各議会期の政府提出法律案数、下院議員団提出法律案数及びそれらの合計に占める下院議員団提出法律案の割合の推移である（具体的な数値については、別表 5 を参照）。第 9 議会期（1980～1983 年）に、政府提出法律案、下院議員団提出法律案と

⁽⁵³⁾ Richard Kelly, “Private Members’ Bills,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.7554, 11 April 2016, p.3. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7554/CBP-7554.pdf>> また、上院において、政府提出法律案の審議手続は、議員提出法律案よりも簡略化されている。例えば、政府提出法律案が特別委員会に付託されることはまれである一方、議論の分かれる議員提出法律案については、特別委員会に付託されることは珍しくないと言われている（Nicola Newson, “Committee Procedures for Public Bills: Select Committees,” *House of Lords In Focus*, LIF 2016/0004, 18 January 2016. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LIF-2016-0004/LIF-2016-0004.pdf>>）。

⁽⁵⁴⁾ “Public Bill statistics,” *op.cit.*⁽⁴⁸⁾

⁽⁵⁵⁾ 基本法（憲法）第 76 条第 1 項

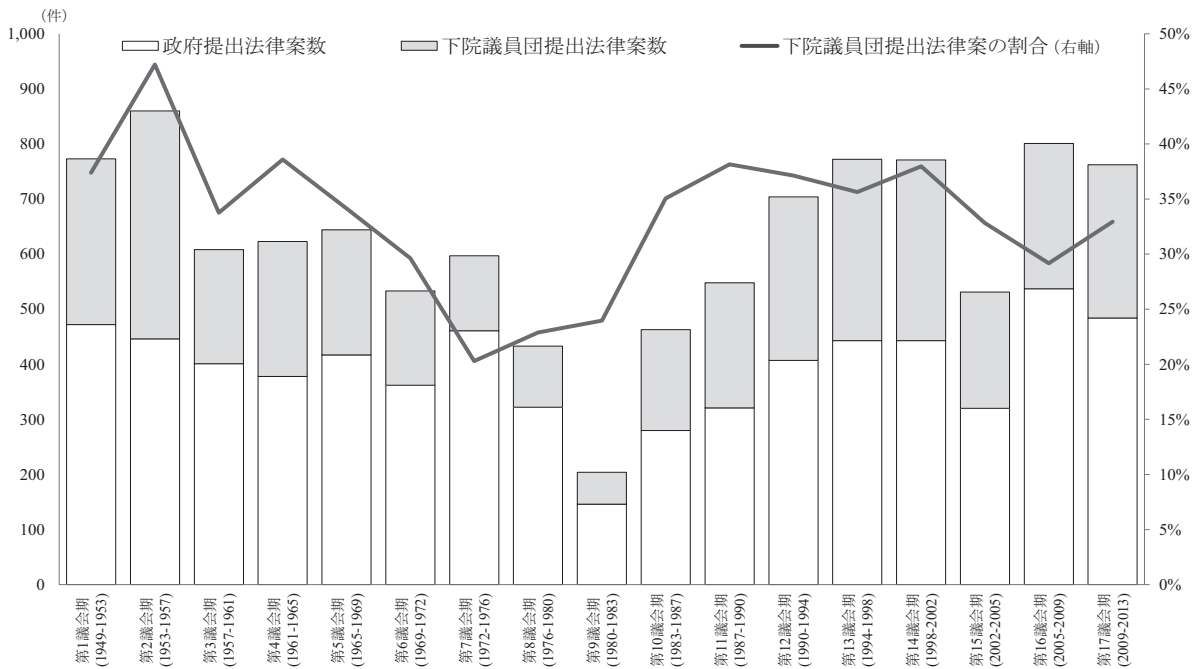
⁽⁵⁶⁾ 下院規則第 76 条。なお、2016 年 9 月 30 日現在の総議員数は 630 である。

⁽⁵⁷⁾ 基本法第 76 条第 3 項。“Der Ablauf des Verfahrens.” Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/aufgaben/gesetzgebung/verfahren/verfahren.html>> 政府は、上院提出法律案を下院に送付する際に、その意見を述べなければならない。なお、上院提出法律案は、下院で可決又は修正議決された後、上院に送付される（基本法第 77 条）。

⁽⁵⁸⁾ 政府提出法律案の提出過程の詳細については、Susanne Linn and Frank Sobolewski, *The German Bundestag: Functions and Procedures*, 18th electoral term, Rheinbreitbach: Kürschners Politikkontakte, 2015, pp.96-100. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/80080000.pdf>> を参照。

もに大きく落ち込んでいるのは、議会期が特に短かったことによるものである⁽⁵⁹⁾。1980年代以降、野党の存在感が高まってきたこともあり⁽⁶⁰⁾、下院議員団提出法律案の割合が増加傾向にある。ドイツの下院議員団提出法律案数は、イギリスや後述のフランスと比べると少ないが、これは、ドイツの下院では会派中心の運営が確立しており、1 (1) で述べたような法律案の提出要件がある一方、イギリスやフランスではそのような提出要件がなく、議員が単独で法律案を提出できることによる⁽⁶¹⁾。

図6 議会期別法律案提出数及び下院議員団提出法律案の割合（ドイツ）



(出典) Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999, pp.2386-2395; “Kapitel 10.1 Statistik zur Gesetzgebung,” *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*, 26.9.2014. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196202/3aa6ee34b546e9ee58d0759a0cd71338/kapitel_10_01_statistik_zur_gesetzgebung-data.pdf>; Michael F. Feldkamp, “Deutscher Bundestag 1994 bis 2014: Parlaments- und Wahlstatistik für die 13. bis 18. Wahlperiode,” *ZParl Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Heft 1, 2014, pp.3-16 を基に筆者作成。

なお、上院提出法律案は、最近では、全提出法律案の1割程度を占めている（別表5を参照）。

(2) 法律の成立数・成立率

図7は、図6で示した提出法律案のうち、法律の成立数・成立率の推移である（具体的な数値については、別表5を参照）。基本法の規定に従って成立した法律は大統領によって認証され、連邦法律公報で公布される⁽⁶²⁾が、公布された法律数は、統計上、第7議会期以降のみが公表されているため、本稿では大統領による認証前の法律成立数を扱っている。ほとんどの議会期で、

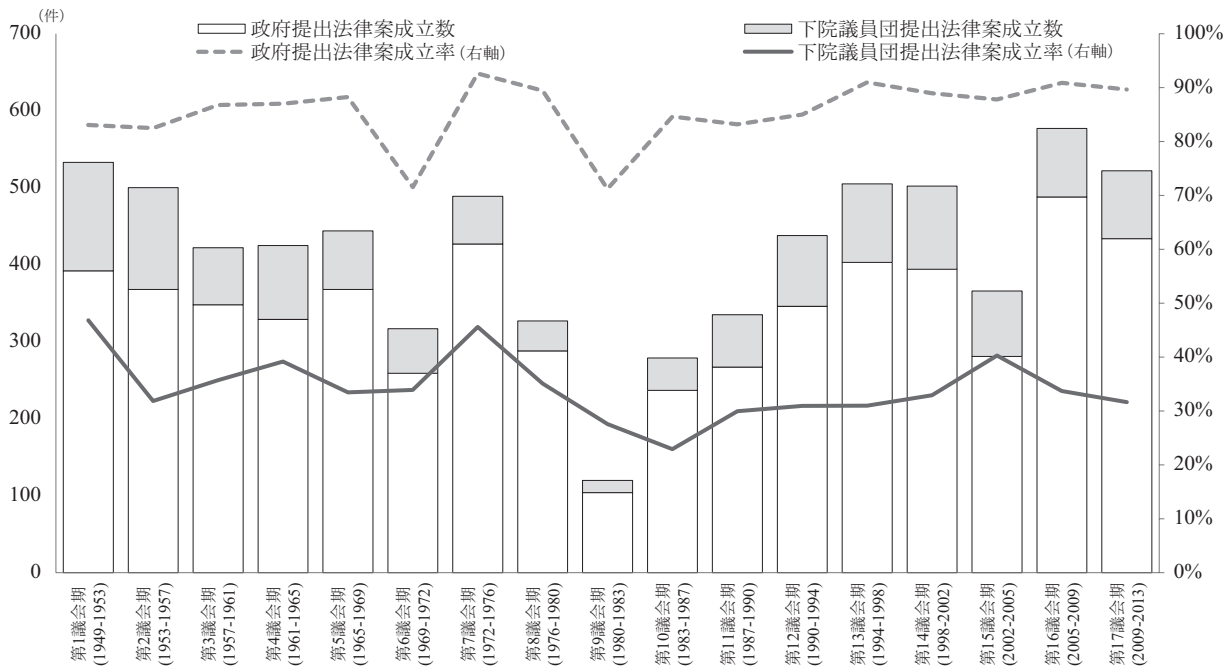
⁽⁵⁹⁾ 通常の議会期は4年間であるが、第9議会期は解散により、1980年11月4日～1983年3月29日の約2年4か月であった。

⁽⁶⁰⁾ Wolfgang Ismayr, “Functions, organisation and decision-making processes of the German Bundestag,” Edmund Budrich ed., *The German Parliament*, 5th ed., Opladen and Farmington Hills: Barbara Budrich, 2009, p.170.

⁽⁶¹⁾ 大山礼子「国会改革と議院内閣制—議員立法活用論を手がかりとして—」『一橋論叢』115巻1号, 1996.1, pp.142-143; 同『国会学入門 第2版』三省堂, 2003, p.81.

政府提出法律案の約9割が成立しているのに対し、下院議員団提出法律案は、1980年代以降3~4割程度の成立率が続いている。第9議会期（1980~1983年）に政府提出法律案の成立率が8割を下回った背景には、社会民主党と自由民主党の連立政権下で、自由民主党がキリスト教民主同盟を支持して連立の組替えが生じ、首相が交替して、議会期の途中で下院が解散されたことがある⁽⁶³⁾。なお、成立する下院議員提出法律案のほとんどは、与党議員提出法律案である⁽⁶⁴⁾。

図7 議会期別の法律の成立数・成立率（ドイツ）



(出典) Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999, pp.2386-2395; “Kapitel 10.1 Statistik zur Gesetzgebung,” *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*, 26.9.2014. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196202/3aa6ee34b546e9ee58d0759a0cd71338/kapitel_10_01_statistik_zur_gesetzgebung-data.pdf>; Michael F. Feldkamp, “Deutscher Bundestag 1994 bis 2014: Parlaments- und Wahlstatistik für die 13. bis 18. Wahlperiode,” *ZParl Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Heft 1, 2014, pp.3-16 を基に筆者作成。

V フランス

1 法律案提出手続

法律案の提出権者は、議員及び首相である⁽⁶⁵⁾。

(1) 議員提出法律案

議員は1人でも法律案を提出することができる。議員提出法律案は、その可決によって歳入の減少又は歳出の新規発生若しくは増加の結果を生じさせる場合には、議院に受理されな

⁽⁶²⁾ 基本法第78条及び基本法第82条第1項。大統領は、一定程度実質的審査権を有するものと解釈・運用されており、認証を拒否した事例も数件ある（加藤一彦「ドイツ連邦大統領の法律審査権—連邦法律認証権の意味とその限界問題—」『現代法学』14号，2007.12，pp.73-91.）。

⁽⁶³⁾ 高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』923号，2016.10.18，p.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1>

⁽⁶⁴⁾ Ismayr, *op.cit.*⁽⁶⁰⁾ 1983~2002年に提出された野党提出法律案778件のうち、成立したものは5件にすぎない。

⁽⁶⁵⁾ 憲法第39条第1項

い⁽⁶⁶⁾。また、議員提出法律案の内容が憲法所定の法律事項⁽⁶⁷⁾に属さない場合には、政府又は議長は法律案の不受理を主張することができる⁽⁶⁸⁾。なお、提出後、議長は、提出議員が反対する場合を除いて、委員会審査の前にコンセイユ・デタ（国務院。Conseil d'État）⁽⁶⁹⁾に意見を求めることができる⁽⁷⁰⁾。

(2) 政府提出法律案

首相が提出する法律案（政府提出法律案）は、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に大臣会議（Conseil des ministres）で決定され、いずれかの議院の理事部に提出される⁽⁷¹⁾。予算法律案及び社会保障財政法律案は下院で先議され、地方公共団体の組織を主な内容とする法律案は上院で先議される⁽⁷²⁾。政府は法律案の提出に当たって、国内法やEU法との整合性、法律が制定された場合の経済的、財政的、社会的及び環境上の影響等を記載した影響評価書を添付しなければならない⁽⁷³⁾。

2 法律案提出数及び法律の成立数・成立率の動向

政府提出法律案は、1 (2) に記載した下院先議又は上院先議の法律案を除き、両議院のいずれかに提出することができ、議員提出法律案は提出者の所属する議院に提出されるが、法律案提出数等の統計は、議院ごとに公表され、公表されている期間及び統計の条件が異なることから、本稿では下院の統計を扱う。

(1) 法律案提出数及び議員提出法律案の割合

図8は、1973年⁽⁷⁴⁾以降の政府提出法律案及び上院で審議されなかった上院議員提出法律案を除く議員提出法律案の数並びにそれらの法律案のうち議員提出法律案の割合の年別⁽⁷⁵⁾の推移である⁽⁷⁶⁾（具体的な数値については、別表6を参照）。全提出法律案に占める議員提出法律案の割合は非常に高く、9割に上る時期もある。

⁽⁶⁶⁾ 憲法第40条

⁽⁶⁷⁾ 憲法第34条。公民権等の市民に認められた公的保障、選挙制度等に関する規定、国防、地方自治等に関する基本原理等の法律事項が限定列举されている。

⁽⁶⁸⁾ 憲法第41条

⁽⁶⁹⁾ コンセイユ・デタは、行政部と訴訟部に大きく分かれており、訴訟部は最高行政裁判所としての機能を果たし、行政部は法律案の提出や命令の制定の際に諮問を受けて意見を述べること及び広く法律問題についての諮問を受けて意見を述べることを通じて法制諮問機関としての役割を果たしている（奥村公輔「フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」『レファレンス』783号、2016.4, p.89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9957300_po_078305.pdf?contentNo=1>）。

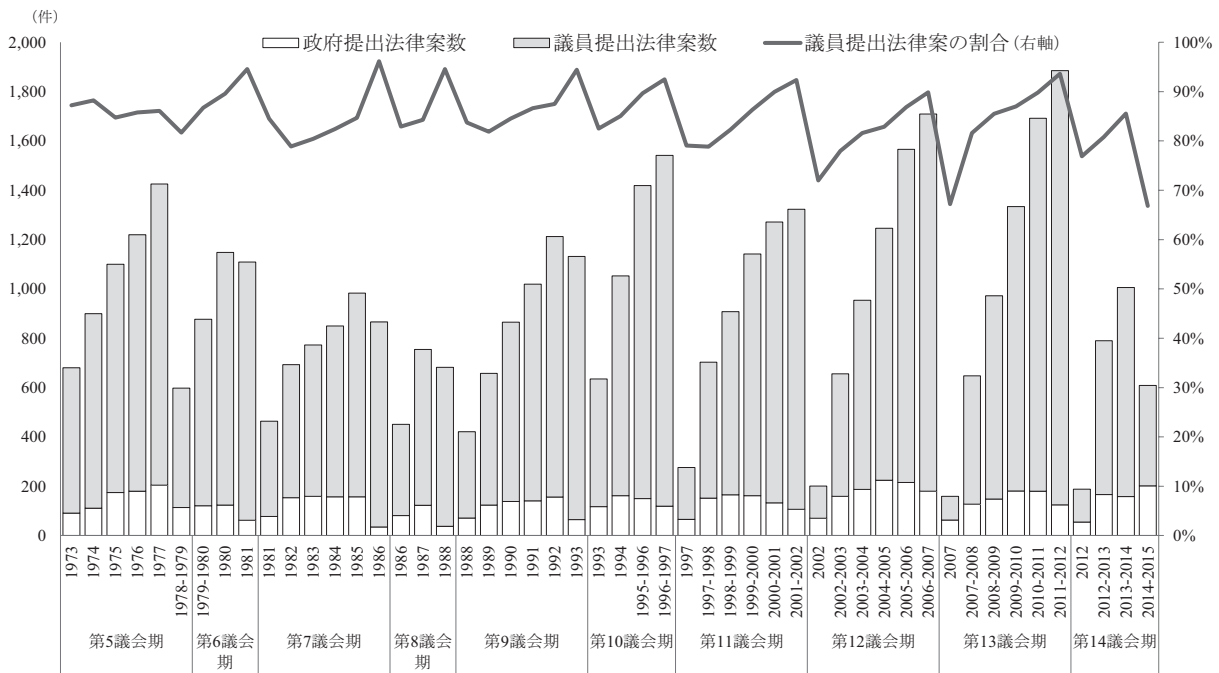
⁽⁷⁰⁾ 憲法第39条第5項

⁽⁷¹⁾ 政府提出法律案の提出過程の詳細については、“2.2. Loi,” *Guide de legistique*. Legifrance website <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Guide-de-legistique/II.-Etapas-de-l-elaboration-des-textes/2.2.-Loi>>; 植野妙実子「フランスにおける立法過程—修正権に着目して—」『比較法雑誌』48巻1号、2014, pp.5-7等を参照。

⁽⁷²⁾ 憲法第39条第2条。上院は、地方公共団体の代表を確保する（憲法第24条第4項）。

⁽⁷³⁾ 憲法第39条第3項。憲法第34-1条、第39条及び第44条の適用に関する2009年4月15日の組織法律第2009-403号（Loi organique n° 2009-403 du 15 avril 2009 relative à l'application des articles 34-1, 39 et 44 de la Constitution）第8条（なお、第7条では、提案理由を冒頭に掲げる旨を定める。）；鈴木尊紘「【フランス】議会運営改革法の制定」『外国の立法』No.242-1, 2010.1, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166462_po_02420104.pdf?contentNo=1> ただし、予算法律案、社会保障財政法律案等には影響評価書の添付は不要である（同法第11条）。

図8 年別提出法律案数及び議員提出法律案の割合（フランス）



(注1) フランスでは条約承認案、憲法改正案及び予算法律案等も、その他の一般的な法律案と同様、上記の統計に含まれている。

(注2) 提出法律案数には、上院で審議されなかった上院議員提出法律案は含まれない。

(注3) フランス議会下院では、法律案は議会期中継続するため、同一の議会期中、前の会期に提出された法律案で取り下げられなかったものも、提出法律案の数値に含まれている。

(注4) 議会期の最初と最後の年を除き、1994年までは暦年で統計が公表されていたが、1995年以降は毎年10月に開始する常会から次の常会の前までの1年間の統計が公表されている。上記の図では、1995年1～9月の統計が欠けている。

(出典) “Statistiques,” *Bulletin de l'Assemblée nationale* (1973-1994年版); “Statistiques de l'activité parlementaire.” *Assemblée nationale website* <<http://www2.assemblee-nationale.fr/14/statistiques-de-l-activite-parlementaire>> (欠号については、フランス議会下院からの回答に基づく。)を基に筆者作成。

なお、上院議員提出法律案の総数は、図8には含まれていないが、上院事務局の資料によると、下院議員提出法律案数には及ばないものの、1970年代以降増加傾向にあり、法律案提出数は年平均で80件を超えている⁽⁷⁷⁾。

(2) 法律の成立数・成立率

図9は、政府提出法律案及び下院議員提出法律案の成立数並びに成立率の推移である(具体的な数値については、別表6を参照)。法律として効力を有するためには大統領の審署を要する⁽⁷⁸⁾が、審署を経た法律数のうち各議院の議員提出法律案の内訳が統計から明らかではないため、

(74) 下院の年次統計は、下院公報 (*Bulletin de l'Assemblée nationale*. 発行期間は1972～2005年)に掲載されており、本稿はこれに基づいているため、1973年分からの数値を対象としている。2000年以降の統計は、下院ウェブサイトに掲載されている。なお、上院に提出された法律案は、Direction de la Séance, “Les cinquante-six ans du Sénat de la Cinquième République, Juin 1959 - Septembre 2014, Statistiques actualisée au 30 septembre 2014.” <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/56_ans.pdf> 等に掲載されているが、掲載されている数値の条件が下院とは異なる。

(75) 議会期の最初及び最後の年は、下院議員総選挙があるため、会期の日数が少なくなる。

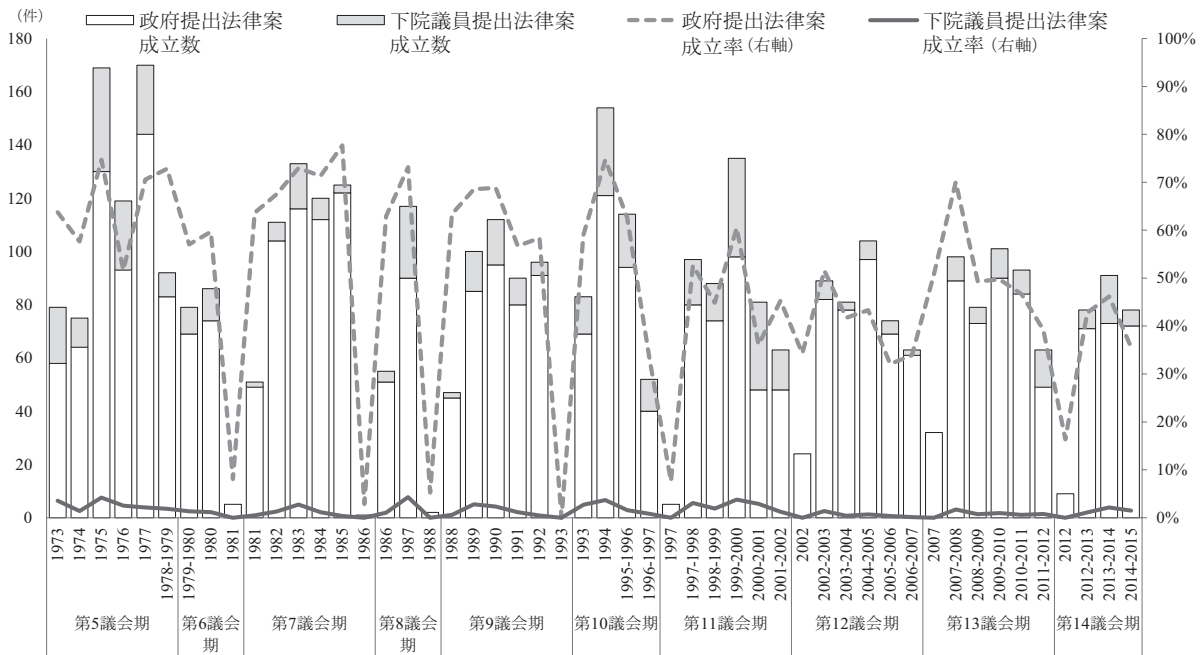
(76) 条約承認案件、憲法改正案及び予算法律案等も法律案提出数に含まれている。

(77) Direction de la Séance, *op.cit.*(74), pp.3, 6-7.

(78) 憲法第10条。大統領は、両議院で可決された法律が送付されてから15日以内に、議会に対し再審議を求めることができる。

本稿では、両議院を通過した法律案数を扱っている。同一議会期中、後の会期になるほど継続法律案が積み上がっていくため、見かけ上、後の会期の法律案成立率が下がっている。図9に記載した期間中、政府提出法律案の成立率は議会期末の会期を除き、6~8割程度であるのに対し、下院議員提出法律案の成立率は5%にも満たない。この背景には、政府提出法律案の審議が優先されることがある⁽⁷⁹⁾。

図9 年別の法律の成立数・成立率（フランス）



- (注1) フランスでは条約承認案、憲法改正案及び予算法律案等も、その他の一般的な法律案と同様、上記の統計に含まれている。
- (注2) 議会期の最初と最後の年を除き、1994年までは暦年で統計が公表されていたが、1995年以降は毎年10月に開始する常会から次の常会の前までの1年間の統計が公表されている。上記の図では、1995年1~9月の統計が欠けている。
- (注3) フランス議会下院では、法律案は議会期中継続するため、同一の議会期中、前の会期に提出された法律案で取り下げられなかったものも含めて、成立率の算定の基礎としている。
- (出典) “Statistiques,” *Bulletin de l'Assemblée nationale*, 1973-1994; “Statistiques de l'activité parlementaire.” *Assemblée nationale website* <<http://www2.assemblee-nationale.fr/14/statistiques-de-l-activite-parlementaire>> (欠号については、フランス議会下院からの回答に基づく。)を基に筆者作成。

おわりに

各国での法律案の提出数や法律の成立率については、法律案の継続期間が異なる上に統計から得られるデータも同一の基準によるものではないことから、単純な比較は困難であるが、次の指摘が可能であろう。

法律案提出数は、その時々政治状況に左右されるが、全提出法律案に占める議員提出法律案の割合は、日本及びイギリスで、程度の差は異なるものの増加している。政府提出法律案の

(79) 高澤美有紀「欧米主要国議会の議事日程等決定手続」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』872号, 2015.8.6, pp.9-10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9479645_po_0872.pdf?contentNo=1> 議員提出法律案の中には、政府が準備し、政治的配慮から与党議員提出の形式を採ったものも含まれているとの指摘もある(大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂, 2013, p.101.)。

成立率は、全ての法律案が議員提出法律案であるアメリカを除き、いずれの国でも高水準で、議院内閣制を採る日本、イギリス、ドイツでは、8~9割で推移している。

ただし、毎年数多くの立法がなされることについては、法規範の過剰・複雑化、頻繁な改正による不必要・不適合・不整合な規範の増加等の立法の質の低下を招いているとの指摘もある⁽⁸⁰⁾。いわゆる「立法のインフレーション」は、各国で問題となっており、その統制をどのように行うのが課題となっている⁽⁸¹⁾。

(たかざわ みゆき)

⁽⁸⁰⁾ 川崎政司「第2章 立法における法・政策・政治の交錯とその「質」をめぐる対応のあり方」井田良・松原芳博編『立法学のフロンティア 3』ナカニシヤ出版、2014、pp.43-46.

⁽⁸¹⁾ イギリスでは、不必要な立法や十分に準備がなされていない立法もあるとの指摘がある (Executive Committee of the Better Government Initiative, “Good Government: Reforming Parliament and the Executive,” January 2010, pp.20-23. <<http://www.bettergovernmentinitiative.co.uk/wp-content/uploads/2013/06/Good-government-17-October.pdf>>). ドイツにおいても立法の過多や質の低下が問題とされている (手塚貴大「立法過程における政策形成と法—ドイツ立法学に係る議論の一端の概観— (1)」『広島法学』28巻3号, 2005.1, pp.69-71.). フランスでの動きに関する論文として、只野雅人「よりよき立法 (mieux legiferer) —フランスにおける社会・経済の変容と統治の正統性—」『企業と法創造』8巻3号, 2012.2, pp.41-62 等がある。

別表1 国会回次別法律案提出数及び法律の成立数・成立率（日本）

国会回次	召集日	会期終了日	閣法					衆法					参法				
			提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率
1 (特)	昭和22年5月20日	昭和22年12月9日	161		150		93.2%	20		8		40.0%	2		0		0.0%
2 (常)	昭和22年12月10日	昭和23年7月5日	225		190		84.4%	21		20		95.2%	10		3		30.0%
3 (臨)	昭和23年10月11日	昭和23年11月30日	40	8	32		66.7%	5		4		80.0%	3		1		33.3%
4 (常)	昭和23年12月1日	昭和23年12月23日	23		22		95.7%	5		5		100.0%	9		6		66.7%
5 (特)	昭和24年2月11日	昭和24年5月31日	212		198		93.4%	22		14		63.6%	11		7		63.6%
6 (臨)	昭和24年10月25日	昭和24年12月3日	60	3	51	2	84.1%	11	2	10		76.9%	4	1	2		40.0%
7 (常)	昭和24年12月4日	昭和25年5月2日	196		187		95.4%	32		29		90.6%	11		8		72.7%
8 (臨)	昭和25年7月12日	昭和25年7月31日	20		17		85.0%	14		11		78.6%	2	1	0		0.0%
9 (臨)	昭和25年11月21日	昭和25年12月9日	43	2	37	2	86.7%	11	2	8	2	76.9%	3	1	2		50.0%
10 (常)	昭和25年12月10日	昭和26年6月5日	181		173		95.6%	70		59		84.3%	27		22		81.5%
11 (臨)	昭和26年8月16日	昭和26年8月18日	1	6	0		0.0%	0	4	0		0.0%	0	5	0		0.0%
12 (臨)	昭和26年10月10日	昭和26年11月30日	54	6	51	1	86.7%	8	4	6		50.0%	3	5	3		37.5%
13 (常)	昭和26年12月10日	昭和27年7月31日	249	5	236	5	94.9%	80	4	61	3	76.2%	19	4	11		47.8%
14 (常)	昭和27年8月26日	昭和27年8月28日	0	8	0		0.0%	1	6	0		0.0%	0	2	0		0.0%
緊急集会	昭和27年8月31日	昭和27年8月31日	0		0			0		0			0		0		
15 (特)	昭和27年10月24日	昭和28年3月14日	187		50		26.7%	59		25		42.4%	16		2		12.5%
緊急集会	昭和28年3月18日	昭和28年3月20日	4		4		100.0%	0		0			0		0		
16 (特)	昭和28年5月18日	昭和28年8月10日	169		159		94.1%	88		54		61.4%	20		13		65.0%
17 (臨)	昭和28年10月29日	昭和28年11月7日	15	2	15		88.2%	13	12	2		8.0%	0	5	0		0.0%
18 (臨)	昭和28年11月30日	昭和28年12月8日	10	2	9		75.0%	3	18	3		14.3%	1	5	1	1	33.3%
19 (常)	昭和28年12月10日	昭和29年6月15日	183	2	176	2	96.2%	51	14	21		32.3%	22	4	6		23.1%
20 (臨)	昭和29年11月30日	昭和29年12月9日	11	6	10		58.8%	22	22	9	2	25.0%	2	15	1	2	17.6%
21 (常)	昭和29年12月10日	昭和30年1月24日	0		0			16		4		25.0%	3		0		0.0%
22 (特)	昭和30年3月18日	昭和30年7月30日	150		135		90.0%	78		35		44.9%	28		6		21.4%
23 (臨)	昭和30年11月22日	昭和30年12月16日	10	2	10	1	91.7%	9	4	5		38.5%	1	12	0		0.0%
24 (常)	昭和30年12月20日	昭和31年6月3日	172	1	141		81.5%	71	6	16	3	24.7%	13	13	7	1	30.8%
25 (臨)	昭和31年11月12日	昭和31年12月13日	10	21	4	2	19.4%	10	26	2	4	16.7%	1	9	0		0.0%
26 (常)	昭和31年12月20日	昭和32年5月19日	158	24	145	9	84.6%	50	25	15	5	26.7%	17	10	3		11.1%
27 (臨)	昭和32年11月1日	昭和32年11月14日	5	20	5	2	28.0%	13	35	2	1	6.3%	2	16	0		0.0%
28 (常)	昭和32年12月20日	昭和33年4月25日	159	16	144	1	82.9%	27	41	12	3	22.1%	19	15	4	1	14.7%
29 (特)	昭和33年6月10日	昭和33年7月8日	5		5		100.0%	16		0		0.0%	1		0		0.0%
30 (臨)	昭和33年9月29日	昭和33年12月7日	41		6		14.6%	13	8	0		0.0%	6	1	0		0.0%
31 (常)	昭和33年12月10日	昭和34年5月2日	185		171		92.4%	69		12		17.4%	14		0		0.0%
32 (臨)*	昭和34年6月22日	昭和34年7月3日	2	7	2		22.2%	1	25	0		0.0%	0	4	0		0.0%
33 (臨)	昭和34年10月26日	昭和34年12月27日	33	7	32	2	85.0%	26	26	2	2	7.7%	2	4	0		0.0%
34 (常)	昭和34年12月29日	昭和35年7月15日	155	4	124	1	78.6%	48	26	9	4	17.6%	4	6	2		20.0%
35 (臨)	昭和35年7月18日	昭和35年7月22日	0	25	0	4	16.0%	1	35	1		2.8%	0	4	0		0.0%
36 (臨)	昭和35年10月17日	昭和35年10月24日	0	21	0		0.0%	7	35	0		0.0%	0	4	0		0.0%
37 (特)	昭和35年12月5日	昭和35年12月22日	25		23		92.0%	7		4		57.1%	1		0		0.0%
38 (常)	昭和35年12月26日	昭和36年6月8日	211		150		71.1%	60	2	8		12.9%	35	1	2		5.6%
39 (臨)	昭和36年9月25日	昭和36年10月31日	75	1	68	1	90.8%	34	1	8		22.9%	12	7	1		5.3%
40 (常)	昭和36年12月9日	昭和37年5月7日	160	6	138	2	84.3%	49	17	7		10.6%	17	8	0		0.0%
41 (臨)*	昭和37年8月4日	昭和37年9月2日	3	15	3	8	61.1%	11	32	2	1	7.0%	9	1	0	1	10.0%
42 (臨)	昭和37年12月8日	昭和37年12月23日	11	4	2	1	20.0%	1	35	0		0.0%	0	6	0		0.0%
43 (常)	昭和37年12月24日	昭和38年7月6日	185		158		85.4%	53		7		13.2%	34		2		5.9%
44 (臨)	昭和38年10月15日	昭和38年10月23日	36		1		2.8%	7		1		14.3%	1		0		0.0%
45 (特)	昭和38年12月4日	昭和38年12月18日	13		11		84.6%	5		2		40.0%	0		0		
46 (常)	昭和38年12月20日	昭和39年6月26日	174	2	156	2	89.8%	62	1	12	1	20.6%	18		1		5.6%
47 (臨)	昭和39年11月9日	昭和39年12月18日	10	9	10	2	63.2%	9	19	1		3.6%	0	5	0		0.0%
48 (常)	昭和39年12月21日	昭和40年6月1日	134	5	124	1	89.9%	45	19	10		15.6%	19	5	4		16.7%
49 (臨)*	昭和40年7月22日	昭和40年8月11日	5	5	3	1	40.0%	0	24	0		0.0%	0		0		
50 (臨)	昭和40年10月5日	昭和40年12月13日	15	6	3		14.3%	0	24	0		0.0%	3		0		0.0%
51 (常)	昭和40年12月20日	昭和41年6月27日	156		136		87.2%	60		11		18.3%	18		0		0.0%
52 (臨)	昭和41年7月11日	昭和41年7月30日	0	11	0	2	18.2%	0	23	0		0.0%	0	3	0		0.0%
53 (臨)	昭和41年11月30日	昭和41年12月20日	11	7	11	1	66.7%	1	22	1	2	13.0%	2	3	0		0.0%
54 (常)	昭和41年12月27日	昭和41年12月27日	0	3	0		0.0%	0	20	0		0.0%	0	2	0		0.0%
55 (特)	昭和42年2月15日	昭和42年7月21日	152		131		86.2%	43		6		14.0%	13		0		0.0%
56 (臨)	昭和42年7月27日	昭和42年8月18日	2	11	1		7.7%	2	15	0		0.0%	1		0		0.0%
57 (臨)	昭和42年12月4日	昭和42年12月23日	8	7	7	1	53.3%	4	8	1		8.3%	0		0		
58 (常)	昭和42年12月27日	昭和43年6月3日	108	7	90	5	82.6%	45	9	7		13.0%	15	2			13.3%
59 (臨)*	昭和43年8月1日	昭和43年8月10日	0	7	0		0.0%	0	19	0		0.0%	0		0		
60 (臨)	昭和43年12月10日	昭和43年12月21日	9	6	7		46.7%	3	18	0		0.0%	0		0		
61 (常)	昭和43年12月27日	昭和44年8月5日	113	6	63	3	55.5%	58	18	4		5.3%	22		0		0.0%
62 (臨)	昭和44年11月29日	昭和44年12月2日	33		26		78.8%	2		1		50.0%	11		0		0.0%
63 (特)	昭和45年1月14日	昭和45年5月13日	109		98		89.9%	39		17		43.6%	22		1		4.5%
64 (臨)	昭和45年11月24日	昭和45年12月18日	27	4	27	1	90.3%	5	6	2		18.2%	0		0		
65 (常)	昭和45年12月26日	昭和46年5月24日	105	3	93	3	88.9%	35	4	15		38.5%	19		0		0.0%
66 (臨)*	昭和46年7月14日	昭和46年7月24日	0	6	0		0.0%	0	12	0		0.0%	0		0		
67 (臨)	昭和46年10月16日	昭和46年12月27日	22	6	14	1	53.6%	8	12	4		20.0%	0		0		

主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況

国会回次	召集日	会期終了日	閣法					衆法					参法				
			提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率
68 (常)	昭和46年12月29日	昭和47年6月16日	115	13	95	9	81.3%	48	8	14		25.0%	10		0		0.0%
69 (臨)	昭和47年7月6日	昭和47年7月12日	0	11	0	0	0.0%	0	16	0		0.0%	0	1	0		0.0%
70 (臨)	昭和47年10月27日	昭和47年11月13日	9	11	9	3	60.0%	4	16	3		15.0%	0	1	0		0.0%
71 (特)	昭和47年12月22日	昭和48年9月27日	128		103		80.5%	65		14		21.5%	25		1		4.0%
72 (常)	昭和48年12月1日	昭和49年6月3日	95	20	79	15	81.7%	44	21	13	1	21.5%	10	13	0		0.0%
73 (臨)*	昭和49年7月24日	昭和49年7月31日	0	8	0	0	0.0%	3	26	0		0.0%	0		0		0.0%
74 (臨)	昭和49年12月9日	昭和49年12月25日	14	8	14		63.6%	4	25	1		3.4%	10	1	1		10.0%
75 (常)	昭和49年12月27日	昭和50年7月4日	68	8	43	5	63.2%	40	22	19		30.6%	29	8	0		0.0%
76 (臨)	昭和50年9月11日	昭和50年12月25日	31	7	30		78.9%	7	32	1		2.6%	13		0		0.0%
77 (常)	昭和50年12月27日	昭和51年5月24日	69	7	58	1	77.6%	24	31	10		18.2%	20	6	0		0.0%
78 (臨)	昭和51年9月16日	昭和51年11月4日	9	15	8	6	58.3%	5	41	1		2.2%	6	22	1		3.6%
79 (臨)○	昭和51年12月24日	昭和51年12月28日	0		0			0		0			0		0		
80 (常)	昭和51年12月30日	昭和52年6月9日	76		65		85.5%	52		11		21.2%	19		0		0.0%
81 (臨)*	昭和52年7月27日	昭和52年8月3日	0	8	0	0	0.0%	0	29	0		0.0%	0		0		0.0%
82 (臨)	昭和52年9月29日	昭和52年11月25日	13	8	7	2	42.9%	7	29	1		2.8%	1		0		0.0%
83 (臨)	昭和52年12月7日	昭和52年12月10日	8	4	2		16.7%	3	26	3		10.3%	0	1	0		0.0%
84 (常)	昭和52年12月19日	昭和53年6月16日	82	10	74	9	90.2%	33	26	10		16.9%	14	1	1	1	13.3%
85 (臨)	昭和53年9月18日	昭和53年10月21日	13	8	12	1	61.9%	6	41	4		8.5%	3	6	1		11.1%
86 (臨)	昭和53年12月6日	昭和53年12月12日	0	8	0	0	0.0%	0	35	0		0.0%	0	7	0		0.0%
87 (常)	昭和53年12月22日	昭和54年6月14日	68	8	42	3	59.2%	36	35	7	1	11.3%	11	5	0		0.0%
88 (臨)	昭和54年8月30日	昭和54年9月7日	30		3		10.0%	22		0		0.0%	9		0		0.0%
89 (特)	昭和54年10月30日	昭和54年11月16日	0		0			7		0		0.0%	0		0		0.0%
90 (臨)	昭和54年11月26日	昭和54年12月11日	25		15		60.0%	4	7	1		9.1%	0		0		0.0%
91 (常)	昭和54年12月21日	昭和55年5月19日	92	10	66	9	73.5%	58	10	9		13.2%	17		1		5.9%
92 (特)*	昭和55年7月17日	昭和55年7月26日	2		0		0.0%	0		0			0		0		0.0%
93 (臨)	昭和55年9月29日	昭和55年11月29日	31	2	23	2	75.8%	18		5		27.8%	2		0		0.0%
94 (常)	昭和55年12月22日	昭和56年6月6日	74	8	69	3	87.8%	54	10	15	1	25.0%	14	1	1		6.7%
95 (臨)	昭和56年9月24日	昭和56年11月28日	5	8	3	2	38.5%	2	38	1		2.5%	1	6	0		0.0%
96 (常)	昭和56年12月21日	昭和57年8月21日	81	4	77	2	92.9%	41	34	17		22.7%	10	7	1	1	11.8%
97 (臨)	昭和57年11月26日	昭和57年12月25日	5	6	4		36.4%	1	42	0	1	2.3%	0	3	0		0.0%
98 (常)	昭和57年12月28日	昭和58年5月26日	58	5	51	1	82.5%	18	41	6	2	13.6%	7	3	0		0.0%
99 (臨)*	昭和58年7月18日	昭和58年7月23日	0	11	0	0	0.0%	0	47	0		0.0%	0		0		0.0%
100 (臨)	昭和58年9月8日	昭和58年11月28日	13	11	13	5	75.0%	4	47	1	2	5.9%	5		0		0.0%
101 (特)	昭和58年12月26日	昭和59年8月8日	84		70		83.3%	45		8		17.8%	18		0		0.0%
102 (常)	昭和59年12月1日	昭和60年6月25日	84	10	77	8	90.4%	39	24	14		22.2%	7	9	1		6.3%
103 (臨)	昭和60年10月14日	昭和60年12月21日	12	7	10	6	84.2%	3	43	3		6.5%	1	11	0		0.0%
104 (常)	昭和60年12月24日	昭和61年5月22日	87	3	73	81.1%		23	36	9		15.3%	11	10	2		9.5%
105 (臨)	昭和61年6月2日	昭和61年6月2日	0	16	0	0	0.0%	0	45	0		0.0%	0		0		0.0%
106 (特)*	昭和61年7月22日	昭和61年7月25日	0		0			0		0			0		0		0.0%
107 (臨)	昭和61年9月11日	昭和61年12月20日	28		24		85.7%	9		1		11.1%	3		0		0.0%
108 (常)	昭和61年12月29日	昭和62年5月27日	100	1	72		71.3%	21	4	9		36.0%	4		0		0.0%
109 (臨)	昭和62年7月6日	昭和62年9月19日	9	22	8	12	64.5%	11	15	2	3	19.2%	3	2	0		0.0%
110 (臨)	昭和62年11月6日	昭和62年11月11日	0	11	0	0	0.0%	0	18	0		0.0%	0	5	0		0.0%
111 (臨)	昭和62年11月27日	昭和62年12月12日	5	11	5	3	50.0%	1	18	0		0.0%	1	5	1		16.7%
112 (常)	昭和62年12月28日	昭和63年5月25日	83	8	75		82.4%	15	19	9		26.5%	3	5	0		0.0%
113 (臨)	昭和63年7月19日	昭和63年12月28日	17	14	17	7	77.4%	8	22	6		20.0%	0	8	0		0.0%
114 (常)	昭和63年12月30日	平成元年6月22日	78	7	60		70.6%	10	24	4		11.8%	2	8	0		0.0%
115 (臨)*	平成元年8月7日	平成元年8月12日	0	24	0	0	0.0%	0	27	0		0.0%	0		0		0.0%
116 (臨)	平成元年9月28日	平成元年12月16日	8	24	8	17	78.1%	10	27	4	1	13.5%	14		1		7.1%
117 (常)	平成元年12月25日	平成2年1月24日	5	6	0	0	0.0%	0	25	0		0.0%	2	3	1		20.0%
118 (特)	平成2年2月27日	平成2年6月26日	70		66		94.3%	16		8		50.0%	8		0		0.0%
119 (臨)	平成2年10月12日	平成2年11月10日	2	3	1		20.0%	0	4	0		0.0%	0	6	0		0.0%
120 (常)	平成2年12月10日	平成3年5月8日	93	3	83	1	87.5%	18	4	10		45.5%	3	6	0		0.0%
121 (臨)	平成3年8月5日	平成3年10月4日	6	12	1	6	38.9%	9	9	4		22.2%	1	6	0		0.0%
122 (臨)	平成3年11月5日	平成3年12月21日	14	8	14		63.6%	4	9	2		15.4%	1	6	0		0.0%
123 (常)	平成4年1月24日	平成4年6月21日	84	8	80	3	90.2%	12	10	7		31.8%	6	6	0		0.0%
124 (臨)*	平成4年8月7日	平成4年8月11日	0	9	0	0	0.0%	0	13	0		0.0%	0	1	0		0.0%
125 (臨)	平成4年10月30日	平成4年12月10日	10	9	10	3	68.4%	12	13	7		28.0%	5	1	0		0.0%
126 (常)	平成5年1月22日	平成5年6月18日	76	6	72		87.8%	26	15	6		14.6%	16	5	1		4.8%
127 (特)	平成5年8月5日	平成5年8月28日	0		0			0		0			0		0		0.0%
128 (臨)	平成5年9月17日	平成6年1月29日	20		17		85.0%	11		4		36.4%	6		3		50.0%
129 (常)	平成6年1月31日	平成6年6月29日	75	3	67	2	88.5%	13	2	10		66.7%	5		3		60.0%
130 (臨)	平成6年7月18日	平成6年7月22日	0	8	0	0	0.0%	0	5	0		0.0%	0		0		0.0%
131 (臨)	平成6年9月30日	平成6年12月9日	19	8	19	8	100.0%	7	4	4	1	45.5%	1		0		0.0%
132 (常)	平成7年1月20日	平成7年6月18日	102		102		100.0%	20	4	7	2	37.5%	6		2		33.3%
133 (臨)*	平成7年8月4日	平成7年8月8日	0		0			13	1	0		0.0%	0	1	0		0.0%
134 (臨)	平成7年9月29日	平成7年12月15日	17		17		100.0%	22	1	6		26.1%	0	1	0	1	100.0%
135 (臨)	平成8年1月11日	平成8年1月13日	0		0			0	13	0		0.0%	0		0		0.0%
136 (常)	平成8年1月22日	平成8年6月19日	99		99		100.0%	16	13	10		34.5%	5		1		20.0%
137 (臨)	平成8年9月27日	平成8年9月27日	0		0			2	2	0		0.0%	0	1	0		0.0%

国会回次	召集日	会期終了日	閣法					衆法					参法				
			提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率	提出	継続提出	成立	継続成立	成立率
138 (特)	平成8年11月7日	平成8年11月12日	0	0				0	0				0	0			
139 (臨)	平成8年11月29日	平成8年12月18日	12	9	75.0%			18	1	5.6%			2	0	0.0%		
140 (常)	平成9年1月20日	平成9年6月18日	92	3	90	94.7%		45	8	10	1	20.8%	11	3	27.3%		
141 (臨)	平成9年9月29日	平成9年12月12日	20	5	20	4	96.0%	22	7	3		10.3%	6	2	1	12.5%	
142 (常)	平成10年1月12日	平成10年6月18日	117	1	97	1	83.1%	44	9	6	4	18.9%	6	4	1	10.0%	
143 (臨)*	平成10年7月30日	平成10年10月16日	10	20	7	10	56.7%	20	32	14	1	28.8%	10	1	1	1	18.2%
144 (臨)	平成10年11月27日	平成10年12月14日	6	11	6		35.3%	7	34	3		7.3%	5	0	0.0%		
145 (常)	平成11年1月19日	平成11年8月13日	124	11	110	10	88.9%	38	34	13		18.1%	22	5	22.7%		
146 (臨)	平成11年10月29日	平成11年12月15日	74	15	74	6	89.9%	19	18	5	1	16.2%	7	2	2	22.2%	
147 (常)	平成12年1月20日	平成12年6月2日	97	9	90	7	91.5%	35	23	17	1	31.0%	20	2	2	9.1%	
148 (特)	平成12年7月4日	平成12年7月6日	0	0				3	0	0		0.0%	0	0			
149 (臨)	平成12年7月28日	平成12年8月9日	0	0				1	3	0		0.0%	8	0	0.0%		
150 (臨)	平成12年9月21日	平成12年12月1日	21	20			95.2%	25	3	11		39.3%	17	1	5.9%		
151 (常)	平成13年1月31日	平成13年6月29日	99	1	92	1	93.0%	64	6	17	1	25.7%	22	1	4.5%		
152 (臨)*	平成13年8月7日	平成13年8月10日	0	7	0		0.0%	0	36	0		0.0%	0	0			
153 (臨)	平成13年9月27日	平成13年12月7日	28	7	28	5	94.3%	29	36	9	3	18.5%	11	1	9.1%		
154 (常)	平成14年1月21日	平成14年7月31日	104	2	88	1	84.0%	47	44	12	3	16.5%	22	2	1	4.2%	
155 (臨)	平成14年10月18日	平成14年12月13日	71	17	71	7	88.6%	9	56	5	4	13.8%	11	4	0	0.0%	
156 (常)	平成15年1月20日	平成15年7月28日	121	5	118	4	96.8%	51	41	12	2	15.2%	18	4	2	9.1%	
157 (臨)	平成15年9月26日	平成15年10月10日	6	4	6	1	70.0%	3	59	2		3.2%	5	1	0	0.0%	
158 (特)	平成15年11月19日	平成15年11月27日	0	0				0	0				0	0			
159 (常)	平成16年1月19日	平成16年6月16日	127	120			94.5%	59	14			23.7%	24	1	4.2%		
160 (臨)*	平成16年7月30日	平成16年8月6日	0	7	0		0.0%	4	21	0		0.0%	4	0	0.0%		
161 (臨)	平成16年10月12日	平成16年12月3日	20	7	19	5	88.9%	19	21	7	1	20.0%	2	0	0.0%		
162 (常)	平成17年1月21日	平成17年8月8日	89	2	75	1	83.5%	39	22	17	2	31.1%	10	1	10.0%		
163 (特)	平成17年9月21日	平成17年11月1日	24	21			87.5%	25	6			24.0%	3	1	33.3%		
164 (常)	平成18年1月20日	平成18年6月18日	91	3	82	2	89.4%	40	11	10		19.6%	21	4	19.0%		
165 (臨)	平成18年9月26日	平成18年12月19日	12	10	12	6	81.8%	8	26	2	3	14.7%	8	4	2	16.7%	
166 (常)	平成19年1月25日	平成19年7月5日	97	2	89	1	90.9%	54	23	19	1	26.0%	14	4	3	16.7%	
167 (臨)*	平成19年8月7日	平成19年8月10日	0	9	0		0.0%	0	31	0		0.0%	2	0	0.0%		
168 (臨)	平成19年9月10日	平成20年1月15日	10	9	10	4	73.7%	24	31	11		20.0%	14	1	7.1%		
169 (常)	平成20年1月18日	平成20年6月21日	80	4	63		75.0%	32	33	14		21.5%	27	8	3	8.6%	
170 (臨)	平成20年9月24日	平成20年12月25日	15	19	10	4	41.2%	3	37	1		2.5%	13	5	0	0.0%	
171 (常)	平成21年1月5日	平成21年7月21日	69	14	62	4	79.5%	55	36	17	1	19.8%	29	11	1	2.5%	
172 (特)	平成21年9月16日	平成21年9月19日	0	0				0	0				0	0			
173 (臨)	平成21年10月26日	平成21年12月4日	12	10			83.3%	13	4			30.8%	4	1	25.0%		
174 (常)	平成22年1月18日	平成22年6月16日	64	2	35	1	54.5%	35	7	8		19.0%	18	2	11.1%		
175 (臨)*	平成22年7月30日	平成22年8月6日	0	17	0		0.0%	3	23	2		7.7%	1	0	0.0%		
176 (臨)	平成22年10月1日	平成22年12月3日	20	17	11	3	37.8%	17	24	10		24.4%	10	1	0	0.0%	
177 (常)	平成23年1月24日	平成23年8月31日	90	19	72	10	75.2%	32	28	24		40.0%	24	4	4	14.3%	
178 (臨)	平成23年9月13日	平成23年9月30日	0	22	0		0.0%	2	27	2		6.9%	2	10	0	0.0%	
179 (臨)	平成23年10月20日	平成23年12月9日	16	22	10	3	34.2%	1	25	0		0.0%	8	10	0	1	5.6%
180 (常)	平成24年1月24日	平成24年9月8日	83	23	55	6	57.5%	39	26	24		36.9%	38	9	7	14.9%	
181 (臨)	平成24年10月29日	平成24年11月16日	10	33	5	2	16.3%	4	33	1	1	5.4%	2	19	0	1	4.8%
182 (特)	平成24年12月26日	平成24年12月28日	0	0				0	0				2	0	0.0%		
183 (常)	平成25年1月28日	平成25年6月26日	75	63			84.0%	49	7			14.3%	32	3	9.4%		
184 (臨)*	平成25年8月2日	平成25年8月7日	0	8	0		0.0%	0	27	0		0.0%	0	1	0	0.0%	
185 (臨)	平成25年10月15日	平成25年12月8日	23	8	20	7	87.1%	29	27	8	2	17.9%	16	1	2	11.8%	
186 (常)	平成26年1月24日	平成26年6月22日	81	4	79	3	96.5%	46	42	18		20.5%	29	3	10.3%		
187 (臨)	平成26年9月29日	平成26年11月21日	31	2	21	2	69.7%	21	37	7	3	17.2%	7	6	1	7.7%	
188 (特)	平成26年12月24日	平成26年12月26日	0	0				4	0	0		0.0%	0	0			
189 (常)	平成27年1月26日	平成27年9月27日	75	66			88.0%	46	4	9		18.0%	26	3	11.5%		
190 (常)	平成28年1月4日	平成28年6月1日	56	9	50	4	83.1%	61	25	16	2	20.9%	11	3	2	14.3%	
191 (臨)*	平成28年8月1日	平成28年8月3日	0	11	0		0.0%	0	54	0		0.0%	0	0			

(注1) (常)は常会、(臨)は臨時会、(特)は特別会の略であり、常会に網掛けをしている。
(注2) *は、参議院議員通常選挙直後の臨時会、○は任期満了による衆議院議員総選挙直後の臨時会である。
(注3) 継続提出は前会期からの継続案件を、継続成立はそのうち成立した案件を示す。
(注4) 住民投票で過半数の同意が得られたときに成立する地方自治特別法(憲法第95条)については、法律案が両議院を通過した会期の成立法律として扱っている。
(注5) 成立率は、当該期間中の新規提出法律案及び継続法律案の合計に占める成立法律数(継続成立法律を含む。)の割合である。成立率の小数第2位は、四捨五入している。
(注6) 衆議院議員の任期ごとに行を実線で区切っている。
(出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990, pp.226-234;『参議院先例諸表 平成22年版』参議院事務局, 2010, pp.540-580;『附録 議案経過一覧』『衆議院公報』(各国会回次)等を基に筆者作成。

別表2 衆議院議員の任期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（日本）

総選挙 回次	総選挙後の 国会回次	時期	提出法律案				成立法律				
			閣法	衆法	参法	議員立法 の割合	閣法	衆法	参法	閣法 成立率	議員立法 成立率
第23回	1 - 4	昭和22～23年	449	51	24	14.3%	394	37	10	87.8%	62.7%
第24回	5 - 14	昭和24～27年	1,016	249	80	24.5%	960	203	55	94.5%	78.4%
第25回	15	昭和27～28年	187	59	16	28.6%	50	25	2	26.7%	36.0%
第26回	16 - 21	昭和28～30年	392	193	48	38.1%	375	95	24	95.7%	49.4%
第27回	22 - 28	昭和30～33年	664	258	81	33.8%	599	103	22	90.2%	36.9%
第28回	29 - 36	昭和33～35年	421	181	27	33.1%	347	30	2	82.4%	15.4%
第29回	37 - 44	昭和35～38年	706	222	109	31.9%	555	38	6	78.6%	13.3%
第30回	45 - 54	昭和38～41年	518	182	60	31.8%	463	40	5	89.4%	18.6%
第31回	55 - 62	昭和42～44年	425	157	62	34.0%	334	19	2	78.6%	9.6%
第32回	63 - 70	昭和45～47年	387	139	51	32.9%	353	55	1	91.2%	29.5%
第33回	71 - 78	昭和47～51年	414	192	113	42.4%	362	60	3	87.4%	20.7%
第34回	79 - 88	昭和51～54年	290	159	57	42.7%	220	37	3	75.9%	18.5%
第35回	89 - 91	昭和54～55年	117	69	17	42.4%	90	10	1	76.9%	12.8%
第36回	92 - 100	昭和55～58年	269	138	39	39.7%	255	51	3	94.8%	30.5%
第37回	101 - 105	昭和58～61年	267	110	37	35.5%	244	34	3	91.4%	25.2%
第38回	106 - 117	昭和61～平成2年	333	85	32	26.0%	308	39	3	92.5%	35.9%
第39回	118 - 126	平成2～5年	355	97	40	27.8%	340	44	1	95.8%	32.8%
第40回	127 - 137	平成5～8年	332	104	23	27.7%	331	44	10	99.7%	42.5%
第41回	138 - 147	平成8～12年	552	248	89	37.9%	541	80	16	98.0%	28.5%
第42回	148 - 157	平成12～15年	450	232	114	43.5%	442	81	6	98.2%	25.1%
第43回	158 - 162	平成15～17年	236	121	40	40.6%	220	41	2	93.2%	26.7%
第44回	163 - 171	平成17～21年	398	241	131	48.3%	370	85	15	93.0%	26.9%
第45回	172 - 181	平成21～24年	295	146	107	46.2%	223	76	16	75.6%	36.4%
第46回	182 - 187	平成24～26年	210	145	86	52.4%	195	45	9	92.9%	23.4%
第47回	188 -	平成26年～	131	111	37	53.0%	120	27	5	91.6%	21.6%

(注1) 成立率は、当該期間中の提出法律案の合計に占める成立法律数の割合である。

(注2) 議員立法の割合及び各成立率の小数第2位は、四捨五入している。

(注3) 参議院緊急集会に提出された法律案数及び可決された法律数は、次の衆議院議員の任期中に提出された法律案及び可決された法律数と合算し、昭和27年の緊急集会については第25回総選挙後の国会回次に、昭和28年の緊急集会については第26回総選挙後の国会回次に含めている。

(出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990, pp.226-234; 『参議院先例諸表 平成22年版』参議院事務局, 2010, pp.540-580; 『附録 議案経過一覧』『衆議院公報』(各国会回次)等を基に筆者作成。

別表3 議会期別法律案提出数及び法律の成立数・成立率（アメリカ）

議会期（期間）	提出数			成立数			成立率		
	上院議員	下院議員	合計	上院議員	下院議員	合計	上院議員	下院議員	合計
第80 議会期(1947-1948)	3,186	7,611	10,797	459	905	1,364	14.4%	11.9%	12.6%
第81 議会期(1949-1950)	4,486	10,502	14,988	684	1,340	2,024	15.2%	12.8%	13.5%
第82 議会期(1951-1952)	3,665	9,065	12,730	588	1,029	1,617	16.0%	11.4%	12.7%
第83 議会期(1953-1954)	4,077	10,875	14,952	659	1,124	1,783	16.2%	10.3%	11.9%
第84 議会期(1955-1956)	4,518	13,169	17,687	675	1,246	1,921	14.9%	9.5%	10.9%
第85 議会期(1957-1958)	4,532	14,580	19,112	666	1,054	1,720	14.7%	7.2%	9.0%
第86 議会期(1959-1960)	4,149	14,112	18,261	470	822	1,292	11.3%	5.8%	7.1%
第87 議会期(1961-1962)	4,048	14,328	18,376	552	1,017	1,569	13.6%	7.1%	8.5%
第88 議会期(1963-1964)	3,457	14,022	17,479	277	749	1,026	8.0%	5.3%	5.9%
第89 議会期(1965-1966)	4,129	19,874	24,003	404	879	1,283	9.8%	4.4%	5.3%
第90 議会期(1967-1968)	4,400	22,060	26,460	430	572	1,002	9.8%	2.6%	3.8%
第91 議会期(1969-1970)	4,867	21,436	26,303	309	632	941	6.3%	2.9%	3.6%
第92 議会期(1971-1972)	4,408	18,561	22,969	285	483	768	6.5%	2.6%	3.3%
第93 議会期(1973-1974)	4,524	18,872	23,396	300	472	772	6.6%	2.5%	3.3%
第94 議会期(1975-1976)	4,115	16,982	21,097	250	479	729	6.1%	2.8%	3.5%
第95 議会期(1977-1978)	3,800	15,587	19,387	279	525	804	7.3%	3.4%	4.1%
第96 議会期(1979-1980)	3,480	9,103	12,583	249	487	736	7.2%	5.3%	5.8%
第97 議会期(1981-1982)	3,396	8,094	11,490	210	319	529	6.2%	3.9%	4.6%
第98 議会期(1983-1984)	3,454	7,105	10,559	284	391	675	8.2%	5.5%	6.4%
第99 議会期(1985-1986)	3,386	6,499	9,885	304	384	688	9.0%	5.9%	7.0%
第100 議会期(1987-1988)	3,325	6,263	9,588	301	460	761	9.1%	7.3%	7.9%
第101 議会期(1989-1990)	3,669	6,664	10,333	277	389	666	7.5%	5.8%	6.4%
第102 議会期(1991-1992)	3,738	6,775	10,513	199	411	610	5.3%	6.1%	5.8%
第103 議会期(1993-1994)	2,805	5,739	8,544	172	301	473	6.1%	5.2%	5.5%
第104 議会期(1995-1996)	2,266	4,542	6,808	82	255	337	3.6%	5.6%	5.0%
第105 議会期(1997-1998)	2,718	5,014	7,732	141	263	404	5.2%	5.2%	5.2%
第106 議会期(1999-2000)	3,343	5,815	9,158	194	410	604	5.8%	7.1%	6.6%
第107 議会期(2001-2002)	3,242	5,892	9,134	71	312	383	2.2%	5.3%	4.2%
第108 議会期(2003-2004)	3,078	5,547	8,625	148	356	504	4.8%	6.4%	5.8%
第109 議会期(2005-2006)	4,163	6,540	10,703	151	332	483	3.6%	5.1%	4.5%
第110 議会期(2007-2008)	3,787	7,441	11,228	142	318	460	3.7%	4.3%	4.1%
第111 議会期(2009-2010)	4,101	6,677	10,778	120	265	385	2.9%	4.0%	3.6%
第112 議会期(2011-2012)	3,767	6,845	10,612	79	205	284	2.1%	3.0%	2.7%
第113 議会期(2013-2014)	3,067	6,030	9,097	77	219	296	2.5%	3.6%	3.3%

(注1) 法律案提出件数には、両議院の共同決議案が含まれる。

(注2) 成立数は、両議院で可決された法律案に大統領が署名し、法律として成立したものの数である。成立率の小数第2位は、四捨五入している。

(出典) “Résumé of Congressional Activity.” United States Senate website <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Resumes.htm> を基に筆者作成。

別表4 会期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（イギリス）

議会期	会期	提出			成立			
		政府提出	議員提出	議員立法の割合	政府提出	議員提出	政府提出法律案成立率	議員立法成立率
第38議会期	1947-1948	70	0	0.0%	68	0	97.1%	-
	1948-1949	103	23	18.3%	101	5	98.1%	21.7%
	1950	39	1	2.5%	39	0	100.0%	0.0%
第39議会期	1950-1951	60	32	34.8%	58	9	96.7%	28.10%
第40議会期	1951-1952	61	32	34.4%	56	12	91.8%	37.50%
	1952-1953	42	28	40.0%	41	13	97.6%	46.4%
	1953-1954	64	27	29.7%	61	13	95.3%	48.1%
	1954-1955	32	34	51.5%	25	5	78.1%	14.7%
第41議会期	1955-1956	68	39	36.4%	65	18	95.6%	46.20%
	1956-1957	53	28	34.6%	51	12	96.2%	42.9%
	1957-1958	52	47	47.5%	52	24	100.0%	51.1%
	1958-1959	56	45	44.6%	55	22	98.2%	48.9%
第42議会期	1959-1960	53	42	44.2%	53	19	100.0%	45.20%
	1960-1961	48	55	53.4%	45	20	93.8%	36.4%
	1961-1962	39	53	57.6%	39	20	100.0%	37.7%
	1962-1963	43	50	53.8%	42	18	97.7%	36.0%
第43議会期	1963-1964	64	86	57.3%	63	34	98.4%	39.50%
	1964-1965	66	80	54.8%	65	17	98.5%	21.3%
	1965-1966	36	38	51.4%	21	0	58.3%	0.0%
第44議会期	1966-1967	103	107	51.0%	103	24	100.0%	22.40%
	1967-1968	65	77	54.2%	63	13	96.9%	16.9%
	1968-1969	54	94	63.5%	51	12	94.4%	12.8%
	1969-1970	63	81	56.3%	38	15	60.3%	18.5%
第45議会期	1970-1971	76	67	46.9%	76	13	100.0%	19.40%
	1971-1972	59	82	58.2%	59	17	100.0%	20.7%
	1972-1973	57	85	59.9%	57	15	100.0%	17.6%
	1973-1974	33	42	56.0%	15	0	45.5%	0.0%
第46議会期	1974	39	39	50.0%	35	7	89.7%	17.90%
第47議会期	1974-1975	81	86	51.5%	73	10	90.1%	11.60%
	1975-1976	76	85	52.8%	72	16	94.7%	18.8%
	1976-1977	49	89	64.5%	42	11	85.7%	12.4%
	1977-1978	49	89	64.5%	49	11	100.0%	12.4%
	1978-1979	55	58	51.3%	44	3	80.0%	5.2%
第48議会期	1979-1980	71	125	63.8%	71	10	100.0%	8.00%
	1980-1981	58	80	58.0%	57	14	98.3%	17.5%
	1981-1982	47	93	66.4%	46	10	97.9%	10.8%
第49議会期	1982-1983	48	81	62.8%	41	10	85.4%	12.30%
	1983-1984	60	118	66.3%	60	13	100.0%	11.0%
	1984-1985	56	98	63.6%	54	21	96.4%	21.4%
	1985-1986	51	114	69.1%	49	21	96.1%	18.4%
	1986-1987	39	85	68.5%	36	15	92.3%	17.6%
第50議会期	1987-1988	49	119	70.8%	49	13	100.0%	10.90%
	1988-1989	37	142	79.3%	37	9	100.0%	6.3%
	1989-1990	36	128	78.0%	34	11	94.4%	8.6%
	1990-1991	52	121	69.9%	49	20	94.2%	16.5%

議会期	会期	提出			成立			
		政府提出	議員提出	議員立法の割合	政府提出	議員提出	政府提出法律案成立率	議員立法成立率
第 51 議会期	1991-1992	38	59	60.8%	33	13	86.8%	22.00%
	1992-1993	52	168	76.4%	52	16	100.0%	9.5%
	1993-1994	25	117	82.4%	25	16	100.0%	13.7%
	1994-1995	39	117	75.0%	37	17	94.9%	14.5%
	1995-1996	44	103	70.1%	43	17	97.7%	16.5%
	1996-1997	37	84	69.4%	37	22	100.0%	26.2%
第 52 議会期	1997-1998	53	149	73.8%	52	10	98.1%	6.70%
	1998-1999	31	104	77.0%	27	8	87.1%	7.7%
	1999-2000	40	104	72.2%	39	6	97.5%	5.8%
	2000-2001	26	63	70.8%	21	0	80.8%	0.0%
第 53 議会期	2001-2002	39	123	75.9%	39	8	100.0%	6.50%
	2002-2003	36	102	73.9%	33	13	91.7%	12.7%
	2003-2004	36	95	72.5%	33	5	91.7%	5.3%
	2004-2005	32	56	63.6%	21	0	65.6%	0.0%
第 54 議会期	2005-2006	58	121	67.6%	53	3	91.4%	2.50%
	2006-2007	34	97	74.0%	30	3	88.2%	3.1%
	2007-2008	32	106	76.8%	30	3	93.8%	2.8%
	2008-2009	26	112	81.2%	22	5	84.6%	4.5%
	2009-2010	23	69	75.0%	23	7	100.0%	10.1%
第 55 議会期	2010-2012	47	230	83.0%	43	6	91.5%	2.60%
	2012-2013	34	103	75.2%	28	10	82.4%	9.7%
	2013-2014	31	149	82.8%	25	5	80.6%	3.4%
	2014-2015	26	136	84.0%	26	10	100.0%	7.4%
第 56 議会期	2015-2016	26	118	81.9%	23	6	88.5%	5.10%

(注 1) 私法律案及び上院に提出された法律案で下院第一読会に至らなかったものは含まれていない。
 (注 2) 1986-1987 会期以前の統計では、公法律案は政府提出法律案のほか Other Public Bills、Provisional Order Bills 及び Order Confirmation Bills で構成されていた。この期間については、Other Public Bills を議員提出法律案の数値として表に記載。Provisional Order Bills 及び Order Confirmation Bills は、いずれも政府の命令の議会承認に係る議案である。
 (注 3) 成立した法律の数は、両議院で可決され、国王の裁可を得たものの数で、前の会期からの継続法律案が成立した場合を含む。
 (注 4) 議員立法の割合及び各成立率の小数第 2 位は、四捨五入している。
 (出典) “Sessional Returns.” UK Parliament website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsesret.htm>> (1997 年以降); “Sessional Returns.” ProQuest U.K. Parliamentary Papers database (1997 年以前) を基に筆者作成。

別表5 議会期別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（ドイツ）

議会期 (期間)	提出					成立						
	政府	下院議員団	下院議員団提出法律案の割合	上院	上院提出法律案の割合	政府	政府提出法律案成立率	下院議員団	下院議員団提出法律案成立率	上院	上院提出法律案成立率	共同提出等
第1議会期 (1949-1953)	472	301	37.4%	32	4.0%	392	83.1%	141	46.8%	12	37.5%	-
第2議会期 (1953-1957)	446	414	47.2%	17	1.9%	368	82.5%	132	31.9%	7	41.2%	-
第3議会期 (1957-1961)	401	207	33.8%	5	0.8%	348	86.8%	74	35.7%	2	40.0%	-
第4議会期 (1961-1965)	378	245	38.6%	12	1.9%	329	87.0%	96	39.2%	2	16.7%	-
第5議会期 (1965-1969)	417	227	34.1%	21	3.2%	368	88.2%	76	33.5%	9	42.9%	-
第6議会期 (1969-1972)	362	171	29.6%	44	7.6%	259	71.5%	58	33.9%	13	29.5%	5
第7議会期 (1972-1976)	461	136	20.3%	73	10.9%	427	92.6%	62	45.6%	17	23.3%	10
第8議会期 (1976-1980)	322	111	22.9%	52	10.7%	288	89.4%	39	35.1%	15	28.8%	12
第9議会期 (1980-1983)	146	58	24.0%	38	15.7%	104	71.2%	16	27.6%	8	21.1%	11
第10議会期 (1983-1987)	280	183	35.1%	59	11.3%	237	84.6%	42	23.0%	32	54.2%	9
第11議会期 (1987-1990)	321	227	38.2%	47	7.9%	267	83.2%	68	30.0%	15	31.9%	19
第12議会期 (1990-1994)	407	297	37.1%	96	12.0%	346	85.0%	92	31.0%	28	29.2%	41
第13議会期 (1994-1998)	443	329	35.6%	151	16.4%	403	91.0%	102	31.0%	36	23.8%	25
第14議会期 (1998-2002)	443	328	38.0%	93	10.8%	394	88.9%	108	32.9%	22	23.7%	35
第15議会期 (2002-2005)	320	211	32.8%	112	17.4%	281	87.8%	85	40.3%	17	15.2%	17
第16議会期 (2005-2009)	537	264	29.2%	104	11.5%	488	90.9%	89	33.7%	19	18.3%	20
第17議会期 (2009-2013)	484	278	32.9%	82	9.7%	434	89.7%	88	31.7%	17	20.7%	14

(注1) 提出数は、下院に提出された法律案の総数である。

(注2) 共同提出等とは、審議の過程で、例えば同種の内容の政府提出法律案と下院議員団提出法律案とが統合され、共同提出法律案に変更されて成立に至ったもの等である。成立率の算出に当たっては、共同提出等の数は含めていない。

(注3) 統計上、公布された法律数は第7議会期以降のみが公表されているため、本稿では両議院を通過した法律数を扱っている。

(注4) 下院議員団及び上院による提出法律案の割合並びに各成立率の小数第2位は、四捨五入している。

(出典) Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999, pp.2386-2395; “Kapitel 10.1 Statistik zur Gesetzgebung,” *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*, 26.9.2014. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196202/3aa6ee34b546e9ee58d0759a0cd71338/kapitel_10_01_statistik_zur_gesetzgebung-data.pdf>; Michael F. Feldkamp, “Deutscher Bundestag 1994 bis 2014: Parlaments- und Wahlstatistik für die 13. bis 18. Wahlperiode,” *ZParl Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Heft 1, 2014, pp.3-16 を基に筆者作成。

別表6 年別法律案提出数・議員立法の割合及び法律の成立数・成立率（フランス）

議会期	会期	提出				成立					
		政府提出	下院議員	上院議員	議員立法の割合	政府提出	政府提出法律案成立率	下院議員	下院議員提出法律案成立率	上院議員	上院議員提出法律案成立率
第5議会期	1973	91	589	33	87.2%	58	63.7%	21	3.6%	1	3.0%
	1974	111	789	41	88.2%	64	57.7%	11	1.4%	3	7.3%
	1975	174	926	41	84.8%	130	74.7%	39	4.2%	4	9.8%
	1976	180	1,040	45	85.8%	93	51.7%	26	2.5%	9	20.0%
	1977	204	1,221	44	86.1%	144	70.6%	26	2.1%	9	20.5%
	1978-1979	114	484	25	81.7%	83	72.8%	9	1.9%	2	8.0%
第6議会期	1979-1980	121	756	34	86.7%	69	57.0%	10	1.3%	2	5.9%
	1980	124	1,024	42	89.6%	74	59.7%	12	1.2%	8	19.0%
	1981	62	1,047	34	94.6%	5	8.1%	0	0.0%	0	0.0%
第7議会期	1981	77	387	33	84.5%	49	63.6%	2	0.5%	1	3.0%
	1982	154	539	36	78.9%	104	67.5%	7	1.3%	4	11.1%
	1983	159	614	40	80.4%	116	73.0%	17	2.8%	2	5.0%
	1984	157	693	42	82.4%	112	71.3%	8	1.2%	3	7.1%
	1985	157	826	41	84.7%	122	77.7%	3	0.4%	0	0.0%
	1986	35	831	41	96.1%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
第8議会期	1986	81	370	23	82.9%	51	63.0%	4	1.1%	4	17.4%
	1987	123	632	27	84.3%	90	73.2%	27	4.3%	9	33.3%
	1988	38	644	18	94.6%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
第9議会期	1988	71	350	16	83.8%	45	63.4%	2	0.6%	1	6.3%
	1989	124	534	27	81.9%	85	68.5%	15	2.8%	2	7.4%
	1990	138	727	27	84.5%	95	68.8%	17	2.3%	3	11.1%
	1991	141	878	37	86.6%	80	56.7%	10	1.1%	4	10.8%
	1992	156	1,056	38	87.5%	91	58.3%	5	0.5%	1	2.6%
	1993	65	1,067	37	94.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第10議会期	1993	117	518	34	82.5%	69	59.0%	14	2.7%	6	17.6%
	1994	162	891	31	85.1%	121	74.7%	33	3.7%	3	9.7%
	1995-1996	150	1,269	33	89.7%	94	62.7%	20	1.6%	4	12.1%
	1996-1997	119	1,422	45	92.5%	40	33.6%	12	0.8%	6	13.3%
第11議会期	1997	66	210	39	79.0%	5	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
	1997-1998	152	551	16	78.9%	80	52.6%	17	3.1%	6	37.5%
	1998-1999	165	743	24	82.3%	74	44.8%	14	1.9%	5	20.8%
	1999-2000	162	980	42	86.3%	98	60.5%	37	3.8%	6	14.3%
	2000-2001	133	1,138	50	89.9%	48	36.1%	33	2.9%	5	10.0%
	2001-2002	106	1,217	62	92.3%	48	45.3%	15	1.2%	6	9.7%

議会期	会期	提出				成立					
		政府提出	下院議員	上院議員	議員立法の割合	政府提出	政府提出法律案成立率	下院議員	下院議員提出法律案成立率	上院議員	上院議員提出法律案成立率
第 12 議会期	2002	70	131	49	72.0%	24	34.3%	0	0.0%	0	0.0%
	2002-2003	159	497	66	78.0%	82	51.6%	7	1.4%	11	16.7%
	2003-2004	187	767	62	81.6%	78	41.7%	3	0.4%	5	8.1%
	2004-2005	224	1,022	63	82.9%	97	43.3%	7	0.7%	5	7.9%
	2005-2006	215	1,351	70	86.9%	69	32.1%	5	0.4%	7	10.0%
	2006-2007	180	1,529	69	89.9%	61	33.9%	2	0.1%	8	11.6%
第 13 議会期	2007	63	96	33	67.2%	32	50.8%	0	0.0%	0	0.0%
	2007-2008	127	521	42	81.6%	89	70.1%	9	1.7%	5	11.9%
	2008-2009	148	824	48	85.5%	73	49.3%	6	0.7%	5	10.4%
	2009-2010	181	1,153	60	87.0%	90	49.7%	11	1.0%	11	18.3%
	2010-2011	180	1,512	76	89.8%	84	46.7%	9	0.6%	15	19.7%
	2011-2012	125	1,760	74	93.6%	49	39.2%	14	0.8%	5	6.8%
第 14 議会期	2012	55	133	50	76.9%	9	16.4%	0	0.0%	1	2.0%
	2012-2013	166	624	75	80.8%	71	42.8%	7	1.1%	12	16.0%
	2013-2014	158	848	86	85.5%	73	46.2%	18	2.1%	9	10.5%
	2014-2015	202	407	27	66.8%	72	35.6%	6	1.5%	6	22.2%

(注 1) フランスでは条約承認案、憲法改正案及び予算法律案等も、その他の一般的な法律案と同様、上記の統計に含まれている。
 (注 2) 提出法律案数には、上院で審議されなかった上院議員提出法律案は含まれない。
 (注 3) 下院では、法律案は議会期中継続するため、同一の議会期中、前の会期に提出された法律案で取り下げられなかったものも、次の会期の提出法律案の数値に含まれている。
 (注 4) 議会期の最初と最後の年を除き、1994 年までは暦年で統計が公表されていたが、1995 年以降は毎年 10 月に開始する常会から次の常会の前までの 1 年間の統計が公表されている。上記の表では、1995 年 1～9 月の統計が欠けている。
 (注 5) 議員立法の割合及び各成立率の小数第 2 位は、四捨五入している。
 (出典) “Statistiques,” Bulletin de l’Assemblée nationale (1973-1994 年版); “Statistiques de l’activité parlementaire.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/14/statistiques-de-l-activite-parlementaire>> (欠号については、フランス議会下院からの回答に基づく。) 2014-2015 年の上院議員提出法律案数については Direction générale des missions institutionnelles, Le Sénat en chiffres, Année parlementaire 2014-2015 <http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/tableau_de_bord_annee-parlementaire-2014-2015.pdf> を基に筆者作成。